

可認物便郵種三第回六十二月二年七廿註明

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.
No. 11. November 1906.
VOL. XIX.

明治廿一年五月創刊

每月一回二十日發行

監獄協會雜誌

明治三十一年

十一月二十日發行

第九卷
第十號

監獄協會發行

第拾九卷第拾壹號目次

●論 說……………(一頁)

●典獄の管内巡視に就て(上)……………古野 重忠

●典獄の管内巡視に就て(下)……………(二頁)

●犯罪と宗教との關係……………(三頁)

●講 演……………

●因徒逃走に於ける最近の事實……………小 河 滋 次

●所感の一……………西 田 實 三

●凍傷の豫防に就て……………(二九頁)

●寄 書……………

●過去と現在の偶感……………伊 藤 香 川

●監獄醫の人格に就て……………藤 野 香 川

●再び教誨の方法に就て……………(三六頁)

●統 計……………進 藤 正 直

●自殺と犯罪……………(三四頁)

●明治三十九年九月末日現在全國囚人罪名別表……………高 野 生

●明治三十九年九月末日現在全國在監人員監獄別表……………(四四頁)

●救護事業……………(四四頁)

●福井縣下の出獄人保護協約●愛媛保護場の事情一斑●新潟出獄人保護會……………(四七頁)

●雜 俎……………(四七頁)

●十數件……………(五一頁)

●雜 錄……………(五一頁)

●時事寓言●殺傷の原因動機に就て●小説と犯罪●假出獄と監視●假免●法務院の裁判件數●滿洲に於ける婦人救濟●樺太監獄の灌漑溝流水式●監獄に於ける農作物の收穫高●堀川監獄の女懲罰人集取●逃走の申報に就て●假出獄停止せられたる徒流刑の殘刑執行に就て●軍衛處罰囚人の罰金納付に就て……………(六四頁)

●地方通信……………(六四頁)

●沼津未丁年監の昨今……………(六八頁)

●風 生……………(六八頁)

●叙任辭令……………(六八頁)

●監獄協會記事……………(六八頁)

●茶話會……………(六八頁)

第拾九卷第拾號目次

●論 說……………(一頁)

●典獄の管内巡視に就て(上)……………伊 藤 重 忠

●典獄の管内巡視に就て(下)……………(二頁)

●犯罪と宗教との關係……………(三頁)

●講 演……………

●刑事制度に於ける警察殊に精神病學者の位置に就て……………小 河 滋 次

●寄 書……………(二五頁)

●視察を擴張し教育機關の設備を望む……………(二五頁)

●累犯者の戒護……………(二五頁)

●偶感……………(二五頁)

●統 計……………

●監獄統計雜感……………(三四頁)

●明治三十九年八月末日現在全國囚人罪名別表……………高 野 生

●明治三十九年八月末日現在全國在監人員監獄別表……………(四四頁)

●救護事業……………(四四頁)

●美作出獄保護會の企圖●華南の免囚保護……………(四六頁)

●雜 俎……………(四六頁)

●十數件……………(五〇頁)

●雜 錄……………(五〇頁)

●日米犯罪人引渡條約追加項目●官設鐵道の囚徒乘車賃●陸軍刑法の改正●刑法改正案に就ける甚良●京都監獄移轉の建議●留岡幸助氏の犯罪防遏談●韓國の民事裁判權●廣濟監獄の建築●同收●岐阜監獄の陶器業●華英會館の監獄講義會●就役工錢の増減●警察留置場の被告人●監獄の參觀に就て●看守給與令の内容●在監人被服臥具其設備程度の改正に就て……………(五六頁)

●法 令……………(五六頁)

●叙任辭令……………(六二頁)

●監獄協會記事……………(六二頁)

●茶話會……………(六二頁)

監獄協會雜誌第拾九卷第拾壹號

論 說

○典獄の管内巡視に就て(下)

監視の附加刑ある者は監視執行地に歸還するの日時を豫定し旅行券監視票を付與する等監獄より釋放せらるゝ瞬間より警察監視の眼眸は、被監視人の足跡を追蹠し、日常の動作を監督するを以て被監視人をして、警醒自覺せしむるの效果あると共に被監視人の自由を束縛するの弊害あるは自他の認識する所殊に、後者の弊害は前者の利益を滅却して餘りあるは監獄當局者の屢提唱する實例に徴し歷々、疑ひを容るゝの餘地なし、翻て典獄の警察署内留置場を巡視する毎に警察當局者に監視方法を糺すの實況を觀るに單に其方法何如を口より耳に聞くに止まり其利害得失を推究する者は罕なり偶々利害得失を説き警告する所あるも其説く所理論に馳せて、事例を舉示するが如き注意を喚起するに勗めざるは其効果を齎すに足らざる所以ならんか若し警告すべき事例に乏しとせば自ら主管せる獄中に之を覓

めよ千百の囚徒は立に其資料を提供するや必せり、之れ極めて易やたる而かも重要なる職責ならずや豈管に警察當局者に警告するに要するのみと謂はんや犯罪の原因動機を推定するの一要素たるを信するなり、警告は可なり然れども事實に根據を置かざる警告は何等の効果をも贏ち獲るものにあざればなり

刑法上の監視刑を有するも出獄人に對する警察當局者の監視方法の可否は姑く措き、被監視人の動靜に注意を惹くは疑ひなき事實なりと雖も監視刑なき出獄人に對しては警察眼は全然不問に看過するの嫌なきか、一は法規に従ひ科せられたる刑罰の執行として之れを監視するに至れるは當然亦怪しむに足らざるか如きも安寧秩序の攪亂は法規に局限せられたる監視刑を有する者の動作のみに原因するものにあざざるは三歳の蒙重猶之れを知る、監視刑なき出獄人にして監視刑ある出獄人に幾倍する罪惡を犯す者少からず否監視刑を有せざる監獄の苦楚を嘗めざる、智識と資産を有する普通人をして不逞の罪惡を流す者鮮しとせず保安の警察は地位資産の上下有無に依り警察の權力に輕重あるへからず齊しく國民たる上に於て警察權に服従し警察權に信頼し警察權の保護を受くるの權義を有す故に警察當局者は監視刑を有する出獄人のみならず犯罪の形跡を既往に有する者若くは現在に存する者に注意を拂はざるへからず警察眼は日に新にして又日に新からざるへからず、吾人をして忌憚なく言はしめは前科の有無は胸底の備忘資料とするは可なり

り現實的若くは抽象的に警察力を左右するは當を得たるものにあらずと斷せんとするものあり、此點より考察して典獄に要求せんとするものは即ち、監視刑の附加せられたる者と否とを問はず監獄より釋放したる者を監視するの平等ならんことを警察當局者に要望せんこと是れなり、而して進んで出獄者を監視するに猜疑の眼を以てせず誘掖保護其途を得せしむるを以て監視の眞髓なりと酷求するを得は更に妙味深くして宿望を達するに庶幾んか

典獄の警察署内留置場に際し警察當局者に要望する所大要斯くの如しと雖も之れに伴ふて缺くへからざるは職に典獄に在る者の親ら努めざるへからざるもの亦二三ありとす吾人をして之れか梗概を披擲するの光榮を得せしめよ、警察留置場監視は讀て字の如く留置場を巡視し其執行機關の可否を論議するものなりとせば巡視は全然無意味に沒了し去るへし然れども吾人の解する所は爾く平易なるものにあらず建造物の新舊適否を稽查するは部下の一胥吏を以て足れり典獄躬之れに當る所以のものは他に喫緊なる事項あらざればなり茲に其重要なりと信するものを舉示し識者の批判を仰かんとす

石川や濱の眞砂は盡きるとも世に盜人の種は盡きましと誦みたるも其言ふ所を續釋するときは所謂強竊盜若くは其他の盜贓犯を意味するもの、如く監獄學者の、犯罪は萬國通有性を有すと叫へるも之れ其概觀論に過ぎずして土地に因り人爲の

異なるものあるを否定すべからず山海草木は天真の美を發揮せるものなりと雖も之れあるが爲め精神行爲の上に徳善あると共に敗徳悖善あるあるをも認めざるべからず飛沫の迸る波濤の奔流する状を觀るときは無限の爽快を覺え胸奥に一點の穢塵を止めざるの感ありと雖も常に目睹するに狎れたる海濱の漁人は氣風荒み行爲暴かにして機に臨めば熱慮を缺き電光一閃忽ら鬭争を恣にするものあり、山上雪を湛え樹梢鳥囀づるの地は事に當りて難きに耐ゆるの氣力あるも一面奢侈の風あり温熱の地に在る者は漸次懶惰に流るゝの趨勢ある如く自然の關係に依り人爲に影響する所あり然れども斯くの如く漠然たる共通關係を犯罪行爲に擬せんとするものにあらず概括的に一言せば風俗習慣是れなり一地方に限れる風俗習慣にして特種の犯罪を醸生し若くは犯罪の動機を爲すものあるなり設例は人家櫛比の地に於ける鼠賊又は放火、房總地方に於ける博奕、東奥殊に巖手縣或は岡山縣地方に於ける墮胎若くは佐賀沖繩に於ける毆打沖繩の一地方に於ける徵兵忌避の如きは他府縣のそれに比し著しく其數を倍加するが如き事實に對し綿密なる調査を爲し其原因を探究し以て之れが減少を謀らざるべからず而して之れを探究するは警察署留置場巡視の時を以て最も機宜を得たるものなりと信するものなり監獄統計は斯る事實を多く語らざるも夙に識者の認了する所なるを以て典獄は宜しく其真相を討究し普く社會に勉むると同時に警察當局者と謀り其原因を一掃し犯罪の動機

を與へざらんことを期せざるべからず單に土地の習慣なり風俗なりとして一指をも染めざる陳腐の口實を脱せざるべからず

出獄人保護事業は會社組織たると個人の經營たるを問はず典獄は常に其成績何如を知悉せざるべからず典獄の警察署留置場巡視に際し調査する所多くは警察當局者の口供を聽くのみにて毫も自ら當事者に就て調査する所あるを聞かず故に其調査なるものは遺漏の點多く事業の内容は勿論現在被護人の業務すら明かならざるもの亦珍しからずとす、監獄事業と出獄人保護事業とは兩輪雙翼二體一心離るべからざることは監獄當局者の知悉する所なるに拘らず恬として顧みざるが如きは相互聯絡の密接ならざるを表彰する徵證として最も耻つべき限りならずや、典獄は出獄人保護事業を監督するの實權なしと雖も保護事業の興廢は直接監獄事業に影響するの多大なるを思はゞ何爲ぞ苟且に付し去るを得んや、若し出獄人保護事業の企畫なくんば往て郡長に説け村民に諭せよ、近年徳島には町村規約に此事業を加へたり大分、石川、福島、宮城の各縣には典獄の配付したる出獄人保護事業を勸奨したる小冊子に心動きたる村民續出せりとの報を得たるも其他の府縣には斯る些細なる事業たも企てざるは何ぞや吾人は殆んど其眞意を解するに苦む、監獄事業に對する社會の冷淡を嗤笑する當局者何の辭を以て之れに答へんとするや監獄事業出獄人保護事業は机上の議論にあらず實踐の事業なり躬ら行はずして他

を強ゆる資格ありや吾人敢て辯を好むにあらす衷心爾が信するあるか爲めのみ典獄の警察署留置場巡視に就て要望するに當り出獄人保護事業の施設に就て附言するもの亦止むを得ざるに出づるのみ

法規の上に於ける典獄の管内巡視は警察留置場及監獄の分監出張所の設備事務の状況如何を調査するに過ぎざるが如きも要は監獄事業の一部を躬ら踏査するに外ならず若し夫れ以上縷述せるが如き事項を其應に於て處理するものとせば其所定地内を實査するは當に須要なる事務の一部を執行する所以にして法の精神を咀嚼し典獄の巡視をして意義あらしむるものなりと信ず是れ之れを以て典獄は巡視地方の風俗習慣を知悉し到る處の出獄人保護事業感化事業に密接し之れを物興せしめて監獄事業の最終目的を達するを期せざるべからず、縦令出獄人保護事業の團體なしとするも少くも巡視を利用し出獄人を誘掖輔導するの途に出でざるべからず、此を以て警察署留置場分監若くは出張所の地を過ぐるときは其地方附近の出獄人を訪問するを要す之を訪問するは即ち保護事業の精神に近遜するものにして其效果や金錢を以て購ひ得べきにあらす吾人は常に想ふ、典獄の巡視するや必ず部下の官吏を随ふ之れ何等の必要ありや單に留置場分監若くは出張所の施設如何を檢閲するに止らは何そ其要あらん書類に現はれたる管掌事務の如何を視るのみならしめは典獄の巡視を要せず事務に精通せる部下の一員を以て當らしむるを以

て足れりと吾人の言議較と過激の譏あるへしと雖も今日の所謂多くの巡視を觀て此の概論を爲すの不當ならざるを斷言せんとす、典獄の巡視に就て新に權限の加ふるありて主管事項の倍すあらは格別、否らされは管内巡視の時機を活用し出獄人保護の方法を講せよ之れか捷徑として到る處に出獄人を訪問し其動靜を視察し其困頓流離する者には救急の策を劃するに躊躇すべからず斯くして監獄の目的を達するに庶幾らしむべく兼ねて年々調査する特赦假出獄等特典出獄者の動靜は其真相を得るに至らんか之れ個人視察の一要務なり、個人視察何そ夫れ出獄人のみに限らん吾人は又新に要望せんとす何そや現に拘禁中の囚人の家族を訪問し其境遇關係を詳悉するは亦極めて必須の任務なり出獄人を訪問すると逕庭なしとす寧ろ後者の前者に優るあらんを信せんとす畢竟するに出獄後の豫防となり家族の慰藉とあるものあればなり

出獄人の行狀視察、拘禁中の囚人の家族訪問極めて可なり然れども吾人は未だ満足するを得ず他に一の獻策あり何そや巡視の時機を利用し巡視地方附近知名の門を訪ぬるを以てせんとす、監獄事業は典獄の専有にあらす人道の何物たるを解する人士の勞を籍らざるべからず殊に一地方に限局せる風俗習慣犯罪の特性若くは一地方に踞踏せる犯罪人又は出獄人の微妙なる動靜は其地方に永住せる者にあらざれば其消息を窺ひ得ざるものあり而して之れを討尋するのは其地方の有司、識

者に頼るの得策なるを信すればなり
今や監獄事業は發展の機運に向へり監獄當局者の職責日に重きを加へんとす此秋に際し孤城に退嬰するは這般の趨勢に背馳するものにして事業の眞價を没却するの惧れなくんはあらず、典獄の管内巡視に就て敢て之れを云ふ所以のもの亦聊か感ずる所あればなり

○犯罪と宗教との關係

古野 嵩 央

只今私は耳新しい御断を申上ぐる程の服案も御座いませぬ唯平素考へて居ることが御座います敢て御参考にもなりますまいが一通り申上げたいと申すは犯罪と宗教との關係であります、此問題は已に學理上哲理上議論のある處で自ら定論のあるは必然で御座います私が私は専ら具體的に實見したる處を以て骨子と致しまして其兩者間の反射的現象を御話し致したいと思ひます
之を總合するに宗教の盛なる信仰心の高き處にては犯罪者寡く重罪犯殊に殺人犯の如きは實に寡う御座います之と對照して宗教の盛でない又信仰心の幼稚な處は犯罪人も多く殊に殺人犯の如き比較的多いのは争はれぬ事實の様に見受けられ

ます其實例を擧げて申上げますれば北陸地方の内私の前任地なる福井縣地方の如き御承知の通り本願寺等の根據と申しても宜い處で其宗教の盛なること又信仰心の高いこと實に驚くべき状態で御座います各寺院の多いこと殊に西本願寺の別院等にては朝夕の布教あるは勿論聽衆の如きも毎に數百名も見へます寺院以外に市中でも法話等常に實見する處で實に盛なもので御座います朝夕の市中一般讀經を耳にするは勿論佛壇の如き其價居宅と比較すべきものある位にて實に豫想外の事で御座います之れは單に福井市のみではありません縣下概ねかゝる有様で御座います加之同地方は機業の盛な處で御座いまして工場も多く其使役する工男女も澤山居ります有感心なことには機業家として中々貴重な此時間を割きまして一ヶ月兩三回工場布教をやつて居ります之れは本願寺の尤も盡粹する處で御座います其着眼の適確なことは私共の職務上から見ると實に感服の外御座いませぬ而して同地方の犯罪状態を見ますに其入監するもの至て寡く殊に強盜殺人の如き實に稀で嬰兒壓殺の如き僅かに指を屈する次第で御座います以上の點より宗教と犯罪との關係は稍々面白い具體的反射状態を得ました然るに同縣下にても若州地方は稍々宗教信仰の點は薄しく覺へましたが犯罪の割合に多く重罪も稍々多きを見るに至りまして尙私の見地の堅きを覺へ犯罪豫防に對する宗教の忽諾に付すべからざる實證を得ました其後群馬縣に參りました此點に注目致しまするに前任

地福井地方とは大なる相違で御座います宗教信仰のあるもの至てなく犯罪人殊に重罪の比較的多いには驚きました入監人等は名籍取調の際併立せる五六人の一人に其宗旨を問ふに禪宗なりと答へ次に他の者に問へば悉く其禪宗なるを答ふる次第で之を詰問するに自己の宗旨など知るものなく不得止前者に倣ひたる次第なりなど滑稽を演ずること度々で御座います之れは一例ではありますすが概ねこんな有様で御座います寺院は縣下二千二百八十八餘で住職たるものも八百七十有餘名あるそうで天台禪宗等にて比較的眞宗は寡い様ですかく比較的其數字の上に於て多いに不拘宗教信仰の力實に微弱で布教責任者の行動も如何かと考へます昔より上州の長脇指或は上州無宿と云ふが如き搏黨の跋扈せし處でありまして確かに記臆致しません彼の世人の崇拜する流石の蓮如上人に於かれても此地は濟度し難しとて某所の石に腰を下して歎かせられしとかで今尙御歎き石と稱して某處にあるとの話を聞いたこともありましたが此點から見ても現今の布教者の責任のみならず宗教の普及と云ふことは根本的によほど面倒な處と見えます從て宗教信仰等のは亦蔽ふべからざる事實であります其種類を見るに名物の賭博を第一とし而して之れから産み出す處の犯罪は尤も社界の恐るべき強盜及殺人犯となります此賭博は犯罪の母であつて之れより生ずる重罪犯は中々多う御座います之れは男に付て

でありますが又女に付て見るに風俗の墮落より生ずる重罪犯則ち嬰兒壓殺等の人命犯甚だ多いので御座います而して其犯罪者を見るに工女等の類不義の結果處置例を挙げたに過ぎませんので固より管見ではありますすが宗教と犯罪との關係は實に忽諸に付すべからざる具體的證明であると信じます尤も同地にては色々の慈善事業があつて夫々盡力して居る人もありますが未だ満足することが出来ませんのみならず犯罪豫防の根據でなく一方法に過ぎません此恐るべき犯罪を豫防するには其根本たるべき抽象的の力を第一鋒として此際宗教者が大に活動して全力を注がれたならば漸々其効果を認むることが級數的に著しくなること、信じます殊に嬰兒壓殺の犯罪の如きに對し育児院の必要は勿論でありますが同地の如き蠶業機業の盛大なる處で工女を澤山使用する處では十分布教の方法を講じ風俗を矯正し且つ犯罪の恐るべきことを熱心に鼓吹したならば必ずや其効の空しからざることと確信致します如何に監獄内に於て教誨に盡瘁せられても中々効果の薄いこと、信じます寧ろ社界に於ける豫防法の完備に待つ外はないと思はれます而して社界に於ける豫防策として慈善事業や授産事業は實に結構なことと所謂恒心を養生する上に於て多大の效果を作ること、信じますが又社界の人も其罪を苦んで其人を苦まずと云ふ工合に寧ろ之を腹中に入れて其良心と向上發展の精神を助長せしむ

るは機宜誠に宜しきを得たものでありますが人は「パン」のみで生くるものでなく要するに社界に於ける宗教の普及信仰の崇高を待つのは最大急務なるものと確信致します然るに之れを監獄にのみ責を負はするは眼光紙背に徹せざるを感じます如此にして恐るべき犯罪を醸さんとする地に於て例令一人なりとも之を救ふを得たならば他の數十人を感化せしむるより愉快の事と思ひます宗教の何たるを問はずかゝる場所こそ先づ着目して宗教者は大に活動せられたならば實に社界の幸福と存じます聞く處に由れば本願寺にては遠く滿洲樺太にも布教せらるゝとの事で誠に國家の爲め祝すべき次第ではありますが先づ隗より始め犯罪豫防の道を進められんことを我々は職務上より切に希望する所であります

講

演

○囚徒逃走に於ける最近の事實(九月十六日來話會に於て)

法學博士 小河 滋次郎君

監獄の規律に就いてはお互に非常に注意を致して居ります結果近年逃走と云ふやうな出來事が殆ど其跡を絶つて居るやうであります、御承知の通り逃走事實がありますると互に監獄間に其事情を通じて警戒することになつて居ります、蓋しさう云ふ通知の諸君の御手許に達することも少ないであらうと思ひます、それは實際逃走がないからであります、然るに最近に於て誠に不思議な我々多年監獄事業に従事致しますが、殆ど未だ曾て聞かざる所の出來事が生じたのであります、其事は何かと申すと分房拘禁中の一人の未成年者の逃走であります、未成年者の逃走と云ふのみにては餘り珍らしい事ではないけれども今回醸した未成年者逃走の事實を検しますると實に驚くべき性質を含んで居るのであります、それは宇都宮監獄に拘禁せられて居る強盜犯重禁錮三年の既決囚であります但其者が或看守に將來利益を興ふることを以て欺きて監獄を逃走させて呉れと頼んだので之に應じて監房合鍵を製つて監房を開けて逃走を遂けしめたのであります、尤も是はまだ詳しい報告には接しませんが、今日宇都宮監獄から御來會になつて居る方に承ると、本人は未成年者の初犯と云ふ點を以て獨房に拘禁して

あつたと云ふことであります、共に逃走した看守は其獨房區域を受持ではないのであるが以前擔當看守の交代勤務又は夜間檢束として勤務したことがある其看守が鍵を以て其監房を開いてやつて夜陰に乗じて看守が囚徒と共に門を開いて……尤も其門は表門ではない、既決門と稱する晝間囚人の出入不淨物の運搬等に時々開閉するので鍵は門衛看守が持つて居るが其鍵は罷役と同時に引揚げるのであります其既決囚を出入せしむる口で小さい門でありますが、其門の締を掛けて逃走したと云ふ事柄であります、尙此事件には逃走した看守の外に一人の加擔した看守がある趣でありまして其者の申出によりますと監房鍵は數月前から合鍵を看守が造つたと云ふことであります、常置の鍵は例に依て嚴重に保管されてあつたと云ふことであります、故に監房の鍵は合鍵であると云ふことは事實相違ないやうであります、其既決門の鍵は矢張合鍵であるが或は看守長の手許に嚴重に保管されて居る鍵を隙に乗じて利用したものであるか其點はまだ報告に依て見なければ分らぬのであります、鍵は數月前から作つたと云ひ又受持でないのの時々受持區域を離れて分房に接近したことがあつて二回までも訓戒せられたことがあると云ふ點から考へて觀れば既に數月前から其計畫が企てられてあつたと云ふことが推測せられるのであります、さう云ふ事情であります、戒護して居る所の看守が囚徒と共に謀して逃走せしめたなど、云ふことは未だ曾て諸君もお聞なさらなかつたこと、思ふ、看守が親戚の者から頼まれて或は甚しきに至つては多少收賄して文信の媒介をしたとか若くは交通の便宜を與へたと云ふやうなことは稀にはなかつたのではないが、併し囚徒を助けて逃走せしめたやうな事實は今日まで見ないのである、刑法には其條文がありますけれども曾て此條文が實際に適用された場合は幸に今日までは日

本にはなかつた監獄に對する世人の同情なり信用の篤くなつて參つたのも全く其真髓が分つて來た結果に外ならぬとして大に此點に付ては我々は誇として居つたのであるが、今日に至つて斯う云ふ失敗を生じたのであります、一事の失敗があつても他の効果を没却するので實に遺憾の至りと云はなければならぬ、必ずしも外國の例を引くには及ばぬのであります、役人が囚徒に加行する若くは外部から監獄内の囚徒を掠奪に掛る、實際又掠奪したやうな出來事がある外にはありません、日本に於きましては今日まで役人が加行して囚徒を逃走せしめ若くは外部から直接に囚徒を掠奪の目的を以て襲撃したと云ふやうなことは、日本に於ては少くとも監獄改良以後に於ては絶對になかつたので、是が爲に外國では御承知の通り軍隊を以て門を堅めて居る、其軍隊を監獄に必要とする理由も第一に外部の掠奪を防ぐ事第二には内部の監獄官吏に十分信用を置くことが出來ない即ち囚徒と一致して解放すると云ふ世人の危愆心此二つの理由であるので、是は非常に監獄の恥辱である、此を以て今日では獨逸を始め各國の學者なり實務家が軍隊を以て監獄を固めて居ることは不面目であるから成るべく進んで撤回せしめむとして居る、現に昨年私が參りました時多年の宿論であつた此撤回の事を既に普瀋西の監獄では實行して居るのを見したのであります、然ながら他の各國に於きましては未だそれをほどに運んで居らぬのは今申しした通り監獄が世人から信用を得るに至らぬので誠に監獄の不面目であります、幸に未だ日本にはさう云ふ出來事になかつたのでありますから世人から一向軍隊の必要を求められても居らぬし又監獄からも敢て之を要求すると云ふことは無論ない、即ち監獄は監獄として自ら十分に其責任を盡して居る次第であります、然るに不幸にして宇都宮のやうな事件が一件でもあれば、折角是

まで博し來つた所の社會の信用と同情は如何でありませうか少くとも不安心であると云ふ感念を世人に持たしむると思ふ、實に残念の事である此出來事に就て我々が大に警戒を加へる必要があるので將來に於ても一層之に鑑みて大に注意する必要があると思ひます、併し此事件は唯さう云ふ事があつたと云ふ丈で其真相を明かにする報告の詳密なるものがまだ達して居らぬので十分當局に於ても慎重なる審議を凝らして見ることに成つて居ります。

それから尙ほ今一件は本日午前九時半頃に於ける東京監獄の出來事でありまして丁度報告を得ましたからお話いたして置くのでありますが、被告人を運動に監房から出す際に、一監房に六人程拘禁して置きました者の中に死刑確定囚が一人居つた之は原籍は埼玉縣の者で年齢三十歳でありますが曩に強盜傷人で十三年の刑を受け昨年小菅監獄から放免せられた者で今回も強盜傷人で死刑の言渡を受けて東京監獄に來て既に判決は確定して居るのであります、其者は逃走を計畫して居る模様があつて現に昨夜も逃走しやうと云ふ計畫をしたのが今朝發見されたのであります、此者を今朝九時半頃に他の同房囚と共に運動させるため引率に來た看守が監房の扉を開いた、豫て其死刑囚は其機會を利用して看守を斃して逃げやうと考へて居つたものと見へまして、看守が一人で其監房を開けて出房を命じますと直に出房し看守の背後に廻り咄嗟の間に手拭を以て看守の頸部に巻付け強く之を絞り且つ勢に任せて監房内に撞き入れましたので看守は鼻を疊に撲ち付けられたそれが爲に看守は人事不省になつたのであります其際に看守の帶劍を監房鍵を奪つて其場所を逃げたさうしてどう云ふ機會かで看守はフト息吹き返して見たところが既に相手の囚人は逃げて居る、それから直ぐ跡を追つたのであります、

囚徒は監房の建物の非常口から運動場に出て押送馬車の出入する南門に行つて看守から奪ひ取つた鍵で門を開けやうとしたのであります、監房の鍵でありますから非常門の錠に符合せぬ、そこで踵を回らして他の方面の門に向はんとした處へ蘇生して追つかけて行つた看守が出會つたので此處に一場の格闘が始まつた囚徒は奪取つた劍を以て、看守は鞘を持つて囚徒と相闘つたのであります、看守は後頭部に大きな創傷を負ふた囚人は看守に負傷せしめて前進したのであります、看守は變を聞き急ぎ馳付けました處が囚人が刀を驕して來るに逢ひましたので直に拔劍して之に應じ叫て曰く「神妙にして、肯かねば切るぞ」と不動の勢を示したので勢挫け「恐入りました」と低頭したので「それから携ふる劍を離せよ」と言ひ其間に他の看守も馳せ付けたので難なく押へたのであります、死刑囚の逃走を圖ること又右様の兇行を働くと云ふことも情分珍らしい話である、常識を以て考へると死刑囚の如きは極めて危険なる者である、常に役人に對しても兇行を逞ふし又さう云ふ出來事もあるらしく想像されるが、諸君が實際お扱の上でも御承知の如く想像するが如く死刑囚と雖ども兇暴を逞するところは少い、併し今朝さう云ふ出來事があつたのである、其動機は數日前本人に差入れた洋食パンの中に俗にスルメ鋸と云ふ長二寸餘の鋸を隠し入れてあつた其鋸を得たので昨夜監房内の便所脇の壁板を切り試みたので板が厚くて目的を遂げ難いので中止し飯粒で其犯跡を蔽ふたのであるが今朝は監房捜檢に露顯するのであると思ふにつけ寧ろ此際看守を殺して逃走の機會を得やうとしたのであると云ふことであります、また充分の真相は分りませぬが種々の方面から研究したならば此の如き場合斯ふすればよかるう、あゝすればよかるうと云ふ點が澤山ある、是も出來た事は仕方がない、御同様に其

事實を研究して少くとも將來の戒めにする價值ある材料であると思ひます、未丁年囚の獨房にある者を受持つ所の看守の撰擄、又其平生に於ける心得方、又死刑囚を取扱ふ總ての場合の心得方等に就て随分將來の戒めになる研究の材料が此間に見出されるのであらうと思ひます、極く最近の事でありませうからチヨット御参考にお話を致した次第であります。

記者附言

其後聞知する處によれば宇都宮監獄の逃走事實は逃走したる未成年囚人は性伶俐にして自ら徳川家の末裔なれば幕府の回復を圖らんとか叔父某は清國に於て同志を糾合しつゝ、ありと吹聴し甲看守を欺罔し甲看守は乙看守に逃走の情を明かし乙看守は其妻をして逃走後の着衣を調達せしむるに至れりと云又既決門の鎖鑰は釘を以て開きたるなりと

東京監獄に於て事變ある際は典獄は工場階上に在て教誨に臨み親ら總囚に訓諭する折柄警笛を聞きたるも勿惶直下せば囚人の騷擾せんことを恐れ眼以て列席の看守長を促し典獄は訓諭の旨義を案れざる程度に急轉し靜かに工場を出でたるに時既に暴行者を押へありしと又他の被告人の目撃したる談なりとて典獄の語る處によれば蘇生したる看守は鞆を以て白及に對抗したる際は鞆に付着せる帶革は鞆を振上ぐる毎に自己の顔面眼口の邊に撥ね戻りて敵を直視するを得ざる不利ありしと云ふ

○所感の一(一) (十月十五日茶會に於て)

眞木喬君

私は此夏四國の松山に參つた時にも松山監獄での話でございましたが、監獄の炊事の模様其他總て經理上の事に就て師團の經理部長が部員を引連れて監獄へ參つて其時に監獄の炊事の模様を取調べてヒドク感服されて、其後も種々監獄の事柄を調べに來られるさうであります、就中食器などを運ぶに他の監獄では多く籠を用ふるが松山では圓形若くは四角の金網の籠を用ひて居る、それで食器のみならず總ての物品を搬んで居る、是は竹よりは少し材料は高いが長く保存に堪へるので經濟上には餘程よい、それを見てヒドク感服して陸軍でも斯う云ふ物を用ふるやうにしたいと云つて大層褒めて歸へられた趣であります、斯る事柄は他の監獄にもあるかも知れぬ、元來私は此監獄の經理は陸軍の經理方法に倣ふがよからうと餘ほど長く考へて居つたのである、陸軍の組織は御承知の如く餘ほど早く發達し經理上に付ては非常に注意されて歐羅巴邊りへも人を派し種々の調査も遂げられ方法も講せられ總てのものが一表で見得るやうに總ての順序が能く立つて居る、故にこれまでは陸軍の經理部が最も良いと自他共に許して居つたが、今日では海軍なり其他經理上に付ては餘ほど注意して來ましたから單り陸軍の占有物でもあるまいと考へますが、其初め私共倣はんとした陸軍の方から寧ろ監獄の經理上に就て研究に來られるやうになりましたのは、云はゞ物質的にもせよ我監獄事業の改良進歩の一端でございませう、併しホンの唯一部に過ぎないことで甘ずることは出來ぬ追々に一層改良致しませ

ぬと、會々外部から監獄のやり方を調査せられても師弟其地位を轉倒する事實を生ずると思ひますから旁々餘ほど順序を講じなければなりません、併ながら我監獄の總て事務の取扱方は少しく繁冗に失する傾はございますけれども、併し他の行政事務に比較したならば必ず總ての事が終始一貫して居るであらうと實は自惚れて居るのでありますが、是等は繁冗の事實を簡略に致す方法を講じて宜い時期に達したのであらうと思ひますから、將來は追て諸君と共に此研究に従事する必要があらうと思ひます。

それから衛生上に付て御參考に供したいのは、追々冬季に向ひますから各地監獄で随分多數を占めて居る凍傷患者俗に所謂しもやけであります、是には各地何れでも種々の方法を研究し手段を講せられますが、十分な効果を見ない、之に就ては盛岡の監獄函館の監獄などには患者の計表を御覽になつても分るが凍傷患者は計上してないのであります、此計上してないのは患者として扱つて居らぬのであらうと云ふ疑を持つのであります、事實を取調べるに實際計上するほどに至らないのである、其方法は極く簡易であつて、醫學専門家は療法とはお認めにならぬと思ひますが、極めて熱い湯を桶なり其他の容器に入れましたこれに鹽を交せる、其中に患部を浸すので工場監房等必要な箇所置く、それに暫時患部を浸して上げると熱い湯であるから拭く必要もない直ぐ乾く、さうして其あと二三十分も揉む、之れが一の方法である、湯に浸すばかりではいけない様です、揉むことに依て血の循環を助けるのであります、手が糜爛して傷んで居ると揉むに困難だが自ら揉ませる、で二三度すると糜爛したのである、全く痕跡が無くなる、輕傷の者なれば此方法で助長せぬ、現に事實が證明するのである、あの

監獄に患者のないことが明かな證據であります。

それからチヨント此席を利用して諸君の清聽を煩はしたいと思ひます、今般我同胞たる奏任並に判任待遇監獄職員の給與令が發表になりました、之は諸君と共に斯道の爲に喜びを分つのであります、此點に付きては發布前から新聞紙上にも掲載するし又當局者は巡查との比較論から巡查の給與令が先に發表された爲に聊か危惧の念を懷かれたらうと考へます、此改正に付きましては素より司法省に於かす、寧ろ巡查よりは一層繁劇且つ至難の職務であると思ふことと云ふことは明かな事實でありたらうと思ふ、何んと云ふことは度々促されたやうな形がある、即ち監獄の職務は警察の職務に劣るべきであるかと思ふことは度々促されたやうな形がある、即ち監獄の職務は警察の職務に劣るべきでないと思ふことは部外の人も認めたのでありて、我監獄事業の進歩改良が世人の同情を求むることに立至つた結果であらうと考へて居ります、此改正を急ぐことには努めたのであるが、此遅れた所以は巡查と看守の俸給令を分離することと云ふことは内務省の希望でございまして、又監獄の方では單り看守の俸給令は勅令として御發布を仰ぎ一層其位置を確保することにした希望でありましたが當時行はれないのでありまして訓令となつて居りました、訓令とても素より一の規定ではございしますが勅令ほどに重きを置く譯になつて居らないのである、之を勅令に致すことは當然の順序であり又事理の然らしむるものであるから、今回は之を一掃に勅令に纏める必要に迫つたのであります、巡查は御承知

の如く地方税支辨であるから、地方税では此十一月頃には府縣會を開くことになる、十一月に開くとなれば前以て豫算の編製をしなければならぬのである、來年度の豫算を提出する上に差支へるからして調査の方は早く出さなくてはならないと云ふ必要があつたのであります、それから監獄職員は國庫支辨である國庫支辨と云ふ場合に依るとよいこともあるが、又場合に依ると差支を生ずる、臨時に費用の増額を求めるとは容易のことでない、臨時に帝國議會を開くと云ふことも些細の事でさう云ふ譯にもいかぬ、ところが地方では其點は至極容易である、臨時議會を開かぬまでも參事會で府縣會の權能の幾部分を施行することが出来るから豫備金があればそれで補充することも出来るから、施行する上には随分便宜がある、故に調査と看守とでは其施行上に差を生ずることが時に起りますが、國庫の方では勢ひ年度の途中で豫算外の事を施行することは餘ほどむづかしい、大概のことは年度替りから施行することが慣例であります、が今度の給與令は帝國議會の協賛を経なければならぬ、夫故に實時機を待つ譯にゆかぬ、併ながら費用を要求するには帝國議會の協賛を経なければならぬ、是れは此給與令の施行する必要に迫つて發表にはなりましたが全部實施と云ふことは今日費用のない場合には餘ほど困難を生じたのであります、夫も前年度から豫知したものであれば無論豫算に編入するが、年度半ばから發生したことであるから豫め其豫算はない、で本年度は或は場合に依ると警察官と同一の步調で進むことが出来ないといふことを知れぬと其點はヒドク苦心を致しますが、併し一度勅令が出た以上は其事柄を保證されたことになるのでありますから或は多少後れるかも知れませぬけれども遅くも年度替りからは決して差異はなからう寧ろ年度替り後は警察官の方は地方の狀況に依り

まして或府縣では實行が出来ない場合も國庫は一定の豫算を握りますからして全部の實行が出来るとに監獄の方が餘ほど利益する事實に遭遇するであろうと思ひますから我々は僅かの忍耐はせねばならぬと考へて居ります、それと同時に私としての希望は監獄の吏員に對しても外部の人が同情を寄せて調査の俸給が増加するならば看守の俸給も増加しなければならぬと云ふことに認めるやうになつたと云ふことは監獄事業に同情を寄せられるのである、監獄事業が着々改良進歩致しまして世人の注目を受けるやうになつたのである、故に其身分待遇が上りますれば上る丈それ丈の働を示さなければならぬ一面誠に喜ぶべきであります、一面又我々は責任を負ふたと云はなければならぬ、今後は一層我監獄事業の改良發達を圖ることを研究せねばならぬ衣食足りて禮節を知ると申しますが、禮節を辨へませぬければ何事も正當の軌道を履まれないと考へます、或法令の爲に待遇等のよくなりなりました場合には自ら戒飾し又一面には衣食足りると云つてはおかしいが自己の實力を養成することを考へねばならぬと思ひます、實力がございませぬと勢ひ總ての事に負けを取る實力さへあれば何も恐るゝことではないのである、日露戰爭にしても實力があつたから勝利に結局せしめたのであるから我々も所謂個人としての實力を養成することは餘ほど必要と思ひます、それには斯う云ふ改正の際など闘はず増俸でもございませぬ場合は自己の實力養成に注意致しまして其模範を在監人にも及ぼすことになればこれと共に増す責任を盡す感念を持つことは互に講究すべきでもあらうと考へます、此點は素より申すまでもございませぬが此場合愚考を申述べて置く次第であります。

それから前に藤澤典獄から我監獄事業中で最も幼稚なものは作業であると云ふことのお話もございませしが、之は御尤の御觀察で吾れ人共に斯く信じますが此點に付ては一層注意を要したいと考へる、現に看守俸給丈でも今度給與令の改正の爲には如何なる程度までに上るかは何れも知りませぬが我々の希望する所では三十幾萬圓の増加になるのである、此三十何萬圓の増加と云ふものは國庫としまして餘り多額の金ではございませぬが監獄費としましては随分多額の金になる、此歳出が増加をするならば又歳入に付ても我々が注意して國の爲に又一面には在監人の爲にも收入に注意しなければならぬ、之を今日の現状に徴しますれば此四月から六月までの工錢の收入額の各監獄の扱はれたものを調べて見ると大體は増收して居るのです、チヨット其概略を申し上げますれば三十八年の四月から六月までの三箇月と比較して見ますると一日一人平均で本年の方が四厘五二の増になつて居る、さうして増して居る監獄が四十五箇所あります、それから減つた箇所が十一箇所ある、而して此増して居る中に付て申しますれば二錢以上を増して居る所が二箇所一錢五厘以上で七箇所一錢以上で六箇所五厘以上で十六箇所五厘以下で十四箇所ある、夫から十一箇所の減じた方では二錢以上減じた所が三箇所一錢以上減じた所が一箇所五厘以上二箇所五厘以下で五箇所である、是に由て觀れば素より減つた所は僅か増して居るのが多いのであります、減つた所には昨年は軍需品の注文の爲に非常に増收になつて居つたのが本年平和克復後軍需品の調製が無くなつた爲に減じたのが重なる理由にもなつて居ります、斯う云ふ有様になつて居る、さうして昨年中の大體の實收が百十四萬六千二百六十二圓となつて居る、豫算は百九萬でありますから五萬四千圓程の増收になつて居る、三十九年度はまだ半ばであつ

て分りませぬが、最初豫算は百二萬九千餘圓になつて居りますが、是は三箇年平均を取りて收入を豫算したのでありますから三十七年などは最も少ない時があつたから斯う云ふ少ない數にもなつて來たのです、然るに三十九年度の歳出は奈何と見ると五百十七萬八千九百五十五圓となつて居る、假に之を豫算通り收入があるとしまして百二萬圓、之を三十八年度の實收入にしますると百十四萬圓、斯うするとザツト歳出に對して五分の一の歳入になつて居りますが、是はどうも我邦の現状と致しましては少ないと考へる、國庫の財政上戦後經營上澤山の費用を要するのである、又日露戦争後日本が勝利を得まして一等國になりましたと云ふても殖産工業上の事實はまだ舉つた譯でもございませぬから監獄の如き不生産的の場所に於きましては作業上に付きましては今後一層注意を致させぬと其發達を求むることは難いのであります歳出は今後益々増すのである、歳入は依然として變らないと云ふことありません、矢張此歳出を求むる際にも差支を生じ國の上から申しましては囚人に工錢を給與して就職の資に供せしむると云ふ點から申しましては殊に此作業と云ふ點に注意しなければならぬと思ひます、御承知の如く英國に於きましては收入に付ては一向注意しないのである、作業上に付ては餘り重きを置いて居らぬと云ふことは今日まで人の認めた所で現に空役も行はれて居つた、近來空役は決して感化改良上監獄の作業として適當でないとしても生産的の事をしなければならぬと云ふ議論に傾いて來たのである、而して今日では成るべく空役を廢する現狀になつて普通の生産事業に従事させて居りますが、其歳出入をチヨット調査して見ましたのに、丁度我三十八年度に當りますが歳出六十九萬六千二百二十一磅に對して歳入が二十四萬四千三百八十四磅餘になつて居る、之を對照しまするとあ

の英吉利のやうな監獄の收入に付て餘り重きを置かない所でも三分一強になつて居る、此日本の今日の現状ではどうしても收入に重きを置くこと云ふ譯ではございませぬが、作業の整理發達を期さなければならぬと云ふことに於きましては五分の一位では餘ほど少ない、縦し百五十萬圓收入するとしてもまだ英國などに匹敵しないのである、此點に付きましてはどうか今後も相當の順序を履みまして相當な作業上の整備を見ることに致したいと考へます、一面歳出の増加を國家が許しますれば之に對して我々は責任を盡すは當然の事理であらうと思ひます。(文責在記者)

○凍傷の豫防に就て

(十月十五日茶話會に於て)

千葉監獄監獄醫 西田 貫三君

千葉監獄に於ても凍傷は随分あります、それが爲に休役にまで至る者があつたと云ふことを昨年拜命當時に聞きました、それで従前どんな豫防法を行つたかと聞きましたところが、幸ひ十年前に監獄醫長の職を奉じて居られました方が縣立千葉病院の方に居られますので其方にも尋ねましたところが、食鹽浴をやつたら非常によかつたと云ふお話であつた、で私思ひまするに食鹽浴はよくもあらうけれども是も一定の溫度を保つて置かなければならぬ、又チヨット手を入れて直ぐ出すのでは餘り効能もあからうかと思ふ、監獄などに於ては手數も費用も餘り掛らず役業にも妨のかい方法を執らなければなるまいと考へまして、食鹽浴を取らせることにあると或は工場へ置くにしても一つの桶の中に多勢

の者が手を入れる、さうすると随分手を引つ張り合ふとか犯則をすることもありはしまいか、又初めに手を入れた者は温かであつたが後に手を入れる者は湯が冷へてそれが爲に看守に向つて苦情を鳴らすやうなことが出来はしまいか、これは極く簡單で費用も要らず、時間も餘り費さぬで出来ることであつてはならぬ、そこで單純に摩擦をやらして試みたいと考へた、私の考では十一月初め頃からして朝仕事を始める第一の時間第二の時間第三の時間の間で一時間に五分宛三回摩擦をやらせる、さうして監房に引上げた後は十分位もやらせたらどうであらうかと云う考で二課長にも謀りましたが、一時間に五分宛と云ふと十五分、十五分を其方に殺々と大に役業の方に關係して来る、それは甚だ困ると云ふことであつた、で私は思ふに工場へ行つて見ると随分平生の仕事をして居る者が口へ手を當て、氣息を吹かけるとか手を擦ることを一時間に何度もやつて居る、其間は仕事が出来ない、で私も實地自分の身體にやつて試た、西洋按摩の式に倣つて末梢から中樞に向つて十分に摩擦をする、それを五分間十分にするると手が疲れて非常に痛みを覺へる随つて指の屈伸が自由になつて来る、そこで五分間休んでも十分それ丈の理合せは出来ると云ふ考で申出たがそれが用ひられないで、本年の一月になつて凍傷患者が續々出来てから後漸く實行して見ることになりましてやらせて見ましたが、モー既に時遅れで効果を認る譯に至らなかつたが、本年是非モー一回やつて見たいと思つて居ります、私は毎年凍傷に罹る癖がある、尤も足の指であつてヒドク破れる度合には至りませぬが、充血して痒みが多い、で十一月の初めから毎日五分宛手足にやつて見たところが全く凍傷を免れました、幼年の時から毎年罹つたのが昨年から本年にかけて全く罹らぬのは此摩擦の爲であると思ふ、そこで私は此摩擦が必ず

效があらうと確信して居る、昨年四人に施しました中で他の者は凍傷を發した後で分りませぬが結核患者で隔離して置いた者が一人ありました、此者丈にはやらして見ましたところがそれが爲に凍傷を煩ひませぬでした、中には之を行つても罹つた者もあるが輕くて濟む、それが爲に役業はどうかど云ふと却て網工なれば網が餘計に出來たのである、して見れば決して一時間に五分間宛十五分間やつても役業を妨げるやうなことはないと思ひます、で本年はモ一回是非此方法を試みたいと思つて居ります、此摩擦であれば費用も掛らず時間も費へませぬし又四人に行はせるにも極く簡易であります、さうして人手を借りないで自分で出來るから犯則の虞れもなからうと思ひます、若し機會がございませれば御實行を願つて其結果を御示しを願ひたいと思ひます、

寄書

○過去と現在の偶感

於大阪監獄

蝶

貝

過去と現在と標榜するときは一見兩時代の監獄の比較沿革誌たる乎の觀あるも、余輩が茲に紙白を汚さんとするは、當時代の監獄としての立脚地を論じ併て過去數年間の監獄は如何に大長足の進歩を見たるかを引證舉例せんとするに在りて、其梗概たる蓋し當時の監獄を論じて終局を告ぐるに止まれり過去四年以前の監獄を追想するに當時已に監獄改革の説焔然として天を煙さんとする時代なりしかば監獄其者も日進月歩、朝改革の急激なる變潮時代なりしなり然りと雖ども、今日の如き監獄の創造あらんとは鴻毛も發見し想像する事能はざりしなり、即ち過去時代は監獄としては尤も不完全のものにして彼の排斥すべき、懲罰本位專制なりしなり、然るに星移り月變り僅々四年後

の現時は如何、見るものをして實に驚嘆せしむるの進歩を來し已に監獄を解釋するの思潮に一變化を來し、懲罰本位專制は決して監獄の立脚地に非ざる事を看破し、將固有的監獄の性格を没却するものとして驅逐するに至れるなり、思ふに此等の説は近世に發達したるものに非ずして、遠く二十世紀の中半已に歐洲に唱導せられたりし、我國に於ても二十年來喧傳せる所の學說なり、然るに學說は單に學說として獨立し之を實際に適用し實驗的に目撃するは蓋し過去四年有半の最近にあるものどす、而も大阪監獄に於て尤も然るに非ざる乎、過去四年の監獄を見るに事務に處置上に一として古來の風習を襲踏せざるものなく、純然たる懲罰本位專制時代なりしなり、然るを一朝、變化の兆を發するや忽ち刻秤の裡に變化を來し、昨日の命は今日の用を爲さざるに至り此の勢ひを以て經過したる四年後の監獄は驚く可き進歩を爲し、最早懲罰の行刑論杯を口に咏ずるもの更に無きに至る、豈に余輩が長大足の進歩と誇稱する節も亦理由なきに非ざるなり、過去四年の短日月を如何に

如斯大監獄を創造したるかは自ら反省して驚愕の至りなりと雖も、一面之を精査するときは又變化するの原因と機會の存したる事を發見するものなり、改革の原因とは何ぞや、變化の機會とは何ぞや、改革の原因としては智識の發達を企圖するに留意したると其練磨怠りなかりしに依る、變化の機會とは官制の改革即ち是れなり、世人動もすれば官制の改革は經濟的の改革に影響するも理想的の改革を促すに至らずと云へり、余輩少しく見地を異にし、事物として進歩性を有せざるものなり、而も進歩せんと欲するも進歩發展するの機會を得るに困り、監獄の改良も亦實に其所に在りしなり、故に一部監督政廳の異なるや吏員として亦頭腦に一變化を來し、遂に改良の端緒を發揮したるに加ふるに今一個の原因たる理想上の監獄を鼓吹したるに原因するものなり、然して之を鼓吹するに止まらず一面に於て克く實地に施行せしめ得たる結果なりとす、例令高論玉説にして其手段珍妙機微を穿てりと雖も苟も之を實施するの方法備はらざりせば、復如何ともする能はず、然るに現時

本位となるに致れり、感化行刑が監獄として完全なるや否やは論者あるべきも、兎に角、現行刑法の歸する所は感化科刑に存する以上は監獄も亦刑法の主旨を體して活動せざる可らず、其刑法と一致する監獄は以て完全なる監獄と稱せざるを得ず、而して以上の如き感化監獄を創造するにはより以上の苦難を踐み、所謂實踐躬行したる結果に外ならずして、夕に吏員の精神修養あり、且に囚徒の處置變化あり千種萬態の手段方法を以て吏員と囚徒の双方より理想の監獄と自覺せしめたり、

然るに囚徒適接の處置上に重大なる障害物の横はれるものありて毎に其發作を妨げ尙ほ未だ之が障害を爲しつゝあるが故に充分發展する能はざるは尤も監獄の遺憾とする所なり其如何なるものか障害物あるかは茲に明言を憚かるものありと雖も四年有半典獄及教務所々長が晨に出で夜に歸て撫育養成する吏員と囚徒も此の障害物の爲めに大に動作を妨阻せられつゝあるは千秋の憾に非ずして何ぞや然るに省みれば此の障害あるを介せず直入直射能く監獄裡面の改革を致し今日の大監獄を見た

の監獄は上下の協合一致意思の疏通を企つ、氣脈の連絡を通じたる結果の致す所にして又稱措く能はざる所なりとす、然らば以上二個の原因が如何なる方法に據りて斯る文明監獄を創造したるや、將如何なる變化改革を來したるやを知らんと欲す先づ監獄として完全なりと云ふは其執行刑罰が刑先法典と一致するに在り、監獄則の精神を領得して活動するに在り、夫れ然り刑法は決して四年前に於ける監獄の如き、懲罰本位專制の監獄を想像し居らざるあり、試みに刑法の所謂刑罰權の目的なるものを見よ、懲役と云ひ、禁錮罰金と云ひ、懲治と云ひ懲罰其者より以外に一種の求むるものありて存す、求むるものは何ぞや他なし、犯人の感化良歸即ち是れなり、然り刑法は良歸の民を求め感化するの罪人を立脚地として刑を科しつゝありしあり、然るに監獄内裏の方法は前述せる如き懲罰本位專制にして懲苦而も形而上の懲刑を以て無上の手段なりとし監獄の責任行爲なりと誤信し居たるあり、今や其夢想は一打撃を受け、覺醒せらるゝに至り、茲に始めて完全なる感化行刑

るは甚だ喜ぶべき現象なりと云ふべし其の感化行刑や益々鞏固に理想的に浸々乎として發達しつゝあり、若し夫れ今日の狀態にして爾後永切に繼續せん乎遠きを待たずして本監が全國に桂冠たるもの蓋し指を屈して待つ近き將來に在り、余輩其桂冠たる模範監獄に一吏員たるの榮を喜び益々愈々發作改良して世人の囑望に副ひ囚徒の教化薰陶は以て犯罪人の減少を見んことを切望して止まざるなり

○監獄醫の人格に就て

横濱監獄醫 醫學得業士 伊藤晚香生

吾人は數々監獄教誨師の人格問題を耳にするも未だ監獄醫の人格問題を聞かざるなり教誨師の心靈に於ける醫師の肉に於ける兩者相待て而して人生處世上の清泉なり貴會願くは餘白を割愛して聊か吾人に之を論せしめよ

醫は學理の技にして術則ち醫にあらす學理なきの醫術は砂土家を築くの類にして根底なきなり根底

なきの家屋は忽ち破壊し易きに同じく自ら老練と云い經驗と稱し非學理的醫術を以て世に立たんとせる前世紀時代の醫家は則ち砂上家を築くの輩にして又た共に語るに足らざるなり世人庸醫を目して直ちに監獄醫と云ふ監獄醫必ず然るか吾人は俄かに之れを信する能はざるを惜ひかな又之れを絶對に於て否認する能はざるなり如何とならば監獄醫の多數ある一部分に於ては或は器械的動作を營むの人なきにしもあらざるなり殊に前世紀時代の頭腦を以て器械的動作に營爲するに於ては寧ろ庸醫の冷評を社會に免るゝ能はざるなり

抑々醫學は運動的學問にして沈靜の學問にあらず則ち換言すれば研究の學問なり研究的志趣なくんば明治新進の醫家は一日も此の奮闘的社會に活動し能はざるなりヨシヤ僅かに運動し得ると雖も殆んど蠢爾たるものなり監獄醫の多くは研究的志趣を欠乏せる醫學上の疾病者にして氣息將さに奄々たる悲惨の狀態に在るもの動からざるなり

監獄に職を奉ずる吾人の同業醫家は病院に在ると或は獨立門戸を開きて患者に接するとは大に其の

趣きを異にするものにして醫學に豊富なるは勿論明識にして觀察同情の心に厚く仁慈の志趣に富まざるべからざるなり何が故に明察を特に在監者に要するか彼等は人道を蹂躪し處世の道を誤る國禁に抵觸したる一種の精神的疾病に罹り汎發性の犯罪行為を敢てしたる不幸可憐の同胞にして常に不規則の生活を營みあるときは一粒の粟なく一枚の衣なく一杯の濁酒僅かに寒を凌ぎ一碗の冷飯飢を醫し尙肉慾を遂げんと欲して我意放縱の行意を以て社會を横行せし彼等は一朝國法の下に監禁の慘狀に陥り寛大仁慈なる明治聖代の獄則の憲法が彼等に與へし自由の權利を拘束せられ不平不滿の念に堪へず俄かに病者を詐り獄醫を欺き病監に安臥して偷安を貪らんとするは所謂彼が本能的理想にして又た慣用手段なり若し此のときにあたり監獄醫其の人にして學に淺く明識觀察の眼を具有せざれば眞に病苦に悩める同胞を放棄し政略的病者に誤診誤解するの場合亦甚だ少からざるを信するなり故に監獄醫は最も機敏に最も明確に彼等の心情を穿つの必要大に生ずるなり若し獄醫をして

同情仁慈の一に偏せば忽ち神聖なる吾人の醫學は根底なきの廢物と化し去るなり同情寧ろ吾人は婦人性の同情を指すに在らずして宗教上の同情を懲應するものなり學術豊富、明敏の觀察、宗教上の同情此の三者は吾人日常の糧よりの職業上必須のものたりと雖も全國數百の獄醫中以上の三者を併有するもの果して幾人かある吾人は思い茲に至ることに寒心に堪へざるなり

全國六萬の不幸なる吾人の同胞は典獄よりも教誨師よりも將た又他の司獄官吏よりもより多き信頼の望を囑するものは監獄醫なり彼等の一舉一動は間接的監獄醫一諾一否の下に左右せらるゝものなれば彼等が信頼する如く夫れ丈け監獄醫の責任は重大なり重大なる責任を有せる吾人監獄醫は如何にせば彼等の囑望を充たし而して自己の天職を全うするか是れ大に監獄醫たるもの、研究すべき問題なり若し吾人をして公平に之れを解釋せしめんか他なし醫學的豊富なる頭腦を以て明確達觀同情の眼を以てせば能く此の目的を遂行して大差なきを信するなり思うに現代の監獄醫は糧を得んがた

めに動作し同情的業を探るの人甚だ少きを信するなり今日の狀況を以てせば有司如何に監獄改良の聲を大ならしむると雖も裡裏或は其の效なきをうらむなり

監獄醫は教誨師が高臺に上り一種の偶像物を遙拜し器械的に法を説き而して感化遷善の實を擧げたるものと思惟し或は威容堂々尊大誇稱恰も刑罰執行官吏が在監者に接するよりも以上の態度を以てするが如き尊大の姿勢を以てせんか到底醫士としての天職を盡す能はざるなり醫學の眞髓は病理學ある診斷學なり傍診問診は直診以上の效力を有するものにして又た直診をして確實からしむる補助法なりとすれば醫士は宜しく患者に親善し問診を詳悉せざれば決して此の天職を全うする能はざるなり然れども吾人の探るべき平素の動作は短時間を以て多數の患者に接するが故に多くの場合は遺憾にも診斷學上の定則を全うする能はざるなり此のときに當り吾人に教ゆるものは豊富なる頭腦と明快なる觀察力なり吾人をして監獄醫の人格を概言せしめんか則ち如述の三者を併有するものを以

て完全なる獄醫の採るべき方針ありとす滿天下の諸氏奈何とす

○再び教誨の方法に就て

香 川 生

監獄教誨に對する私の意見が河野さんの讀書眼に觸れて御親切の批評を蒙つた、をこて一應自説に就ての同氏の解釋と異なる點を一言して置く、先づ第一に智能が発達したならば倫理道德を以て感化する事は出來ないと云ふ議論であるを解釋せられたが爾ふではない、河野さんも述べられた通り縦令變則にもせよ十九世紀から三十世紀に亙る時代非常に物質的進歩をしたのであるが其間と雖も道德は感化力があつた現にあるのである即ち人の智能は道德を以て感化し得ざるまでに發達するものでないと云ふのは斯の如き智能の發達著しき時代に於てすら道德の感化力はあると、斯ふ云ふ意味である、次には倫理を含まない宗教はないから宗教でやれば宜しいと述べられたが之は未だ自分

の疑問を解くに足らぬ、私は斯ふ考へて居る世が變遷すれば道德の原則も變はつて來る曖昧時代に罪惡不道德と認めなかつたことも文化の程度高き社會に於ては罪惡不道德と認むることになる即ち新に道德が産れる、道德の範圍は世の變遷と共に廣くなる、今まで認められなかつた道德が認められ其領域が廣くなる場合には宗教の領域は矢張り道德の全區域を含むと云ひ得るか宗教的眞理は絶對無限のものと斷定し得るか否かは研究の餘地ある問題であると思ふ、宗教的眞理は經驗を基礎として成立せしめたものではないか果して爾ふあれは經驗の範圍種類本質如何に由つて宗教的眞理の性質も制限せらるゝのであらう此見解を探れば宗教的眞理は絶對無變と云ふことも出來まい従つて道德の消長は宗教に關係ないとは謂ふことは出來ぬと思ふ、自分が宗教を離れて普通道德で教誨するも宜しからうと思ふたのも之れに胚胎したのであると共に今日までの教誨が悠遠高尚其結局は神佛に結付くるの過當なるを感じたからである假令宗教教誨にせよ平易に説明することを得るであら

う又平易なるべきものであると思ふのに宗教教誨となると動もすれば解し難い廉がある、そこで之は普通道德的にやればよからうと思ふたのである、倫理道德は宗教の一部であると云ふのも議論の立て方ではあるが宗教の一部であるとの説明に單に倫理を含むと云ふだけでなく詳しく御示教を願ひたい、其次に初犯の囚人や幼年囚人には一層倫理的教誨の必要ありと信ずるとの點を捉へて倫理的教誨は再犯者にも幼年囚にもよ譯であるとは反對論調であるが勿論必要である、不必要であるとは私の意見中何處にも述べてない唯茲に一層必要と云ふたのは初犯者には偶發的のものが多し幼年囚には善惡の判別さへ備へぬ者が少からぬ此者に對つては普通道德的教誨を較く多くするが宜からうと述べたのでこれも矢張前段の宗教教誨の難解なる點を想像したので五六度の教誨席に臨んだ實際から出たのである、其次の第四問題は素人なる自分にも宗教は神と人と直覺的のもので其間に或物の介在するものでないことは承つて居る、が宗教的信仰は情の上に成立すとの説も一部の論

者には今日尙研究せられつゝあるのである、私も健全なる信仰は知、情意の圓滿なる調和を得たる所に成立するものであらうと云ふ感念を以て研究しつゝあるのであるが教誨は宗教を説くのみでないと思ふのが私の説である、宗教に依ると否とに拘らず道を教ゆるには筋道を立て、理論に訴へるなり感情に訴るなり其は人に依り場合に依り豫め決定は出來ぬと云ふのである、尙前後ながら一言するのは日本人は生來宗教心が深い、薄いと云ふのが自己を以て他を測るのではないが私は爾ふ信ずることが出來ぬ歐米各國で子供を養育するに遊戲の上にも何事にも神の御心に協へよと教ゆるのは全體に宗教心が満ちて居るのであらうと思ふ河野さんの擧げられた例は之れに對抗する御意見のようにも思はれるが未だ自説を撤回することは出來ぬ窮極する處河野さんの説と自分の説との解決を要する處は宗教と道德との關係だけであると信ずる、終に河野さんが眞面目に私の説を讀んで下さつたことを謝します

統計

○自殺と犯罪

進藤正直

▲世界有数の自殺國 千八百八十四年刊行、英國マルホール氏の統計索引に依れば、今を去る二十餘年前に於て、世界中最も自殺者の多かつたのは丁抹で、人口百萬に付二百八十人、次は瑞西で同二百二人、又最も少きは露西亞の同二十五人、伊太利の同三十七人、英國の同五十六人等で、我國は其頃百二十三人即ち中等に位して居つた。爾後歐米に於ては概して減少の傾向を呈し、最近の調査に依れば人口百萬に付二百人以上の自殺者ある國は殆ど見ることが出来ないのである。然るに獨り我國に於ては、文明の進歩と正比例をなして、而かも最も規則正しく増加し、今や實に世界有数の自殺國たるに至つた。此勢を以てすれば、豫て犯罪國として有名なる我國は、纏て世界第一等の

計

自殺國たるやも亦知れぬのである、何と寒心の至りではないか。
 ▲二十三年間に二倍 明治十四五年前頃は、勿論人口も未だ少かつたが、全國の自殺者がヤツト四千臺に過ぎなかつたのである。然るに不幸なる事實が、爾來年を逐ふて増加し、遂に一昨三十七年に至り、一萬を越ゆる百餘人の多きに及んだ。即ち過去二十三年間に、二倍以上の増加を見たのである。而して人口百萬に對する割合が、百二十六人より二百七十七人となり、其差九十一人、即ち實に七割強の増加に當つて居る。
 ▲四個師團以上の勢力 さて最近十年間に於ける自殺者如何と見るに全國總計約九萬の大多數に達して居る。あゝ九萬と云へば、實に戰時に於ける四個師團以上の勢力ではないか。若しも此れだけの人間が今度の戰爭に、眞に身命を抛つて働いたならば、其勇や蓋し絶倫で、彼の二百三高地の十や二十は、恐くは朝飯前の仕事であつたらうと思はるゝのである。
 ▲過半は青壯年 彼の犯罪軍に於ける男女は、恰

も九に對する一の割合で、女は殆ど其勢力を認められて居らぬのであるが、自殺宗に於てはそれと大に異り、男六に對し女は實に四の優勢を示して居る。さて其年齢別を見るに、先づ自殺者全體を三段に大別すれば、

三十歳未満の青年は 三千百八十人
 五十歳未満の壯年は 二千八百二十五人
 五十歳以上の老年は 四千百四十四人

で、青壯年は六分、老年は四分の割合である。而して之を十年前に比するに、青壯年に於て八百九十三人を、老年に於て千五百二人を増して居る。

▲課程外活動 老年の自殺者が、何故に斯く劇増せるかは、今遽に推斷するを得ざるも、古來人生五十年と云へば、彼等は既に其定命を通り越し、今や課程外を行つゝあるのである。然らば其連中が、縦令千や五千、死するも活くるも、之を社會全體の上より見れば、更に左したる影響なきが如きも、青壯年者は然らず、彼等は其年齢に於て、正に社會の活舞臺に於ける活動の人たり、若しくは將に其活舞臺に上らんとする人々で、其一

増一減は、直ちに社會の生産力に影響する處大なるが故に、吾人は之を以て、實に一人の不幸として悲むのみならず、社會の一大損傷として特に痛歎の情に禁へぬのである。

▲重なる自殺法 自殺の方法は種々様々で、委細は日々の新紙上にも披露せらるゝ通り、縊首、入水、及物、毒藥及銃砲の五は、蓋し其重なるものである。内縊首は五千六百七十七人、即ち實に過半数を占め、入水の二千九百五十五人は之に次ての多數である。及物は第三に位せるが、其數遙に下りて三百四十人、毒藥は第四位二百十四人、銃砲は第五位百三十四人てふ順序で、其他の八百八十九人に就ては、今一々其方法を挙げ切れぬのである。

▲男は縊首女は入水 若し夫れ之を性別に觀察せんか、男女に由りて、自ら得手不得手の方法があることが分る。即ち

男百中の六十二人は……縊首
 十九人は……入水

で残りの

可く忌む可き自殺宗が、凡そ如何なる場合に於て 亦多少の裨益する處あるであらうと思ふ。
最も利益のるかゝ分かるのみならず、犯罪研究上

明治三十九年九月末日現在全國囚人罪名別

(△、減)

罪名	三十九年九月末日現在		計	増	減	廿九年九月中ノ新受刑者	前月比増減
	男	女					
官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害ス	一〇九	三	一一二	四	二四	二〇	二
附加刑ノ執行ヲ通ル	五八	一	五八	一〇	三七	二九	九
貨幣偽造	九五三	二二	九七五	一八	五七	一一	二
官印官文書偽造	一、五八五	一〇	一、五九五	四	二	三〇	二
私印私書偽造	一、二〇二	一九	一、二二一	四三	一三九	九三	二
偽賭	一、五七六	一	一、五七七	二	八	六	二
謀殺	一、六〇三	六三	一、六三九	二七	一五八	九八	二
故殺	一、一五八	一七	一、一七五	四	四一	一一	一
打創	一、九一一	四三	一、九五四	六	八一	二〇	四
強姦	一、一七一	三三	一、五〇〇	四七	一六一	二〇	九
強姦淫重婚胎傷	二四一	四三	二八四	八	一八一	二〇	一〇
強姦淫重婚胎傷	二四五	三三	二八八	五	三一	一一	一〇
強姦淫重婚胎傷	六二	二	六四	四	一九	一〇	九
強姦淫重婚胎傷	二二、三九九	八六六	二三、二六五	一〇四	二四	二二、七二二	二八九
強姦淫重婚胎傷	二五五	二	二五七	五	五六	三六	二

田野山林牧場ニ於テ產物ヲ盗ム屋外物盗(明治二十三年法律第九十九號)

強盗	四〇四	一五	四一九	四二	八二	二六七	一九
強盗	四〇三	一五	四一九	二七	二四	二六七	二六
強盗	三、五四八	九七	三、六四五	一七	八四	五二七	一六
強盗	六	一	六	七	五	三	〇
強盗	四、五〇〇	六七	四、五六七	一四	五六	二二八	一六
強盗	一、九一七	五〇	二、四二二	一	三〇	三〇	一六
強盗	六五	二〇	八五	一	九	一六	一六
強盗	九四一	六五	一、〇〇六	一五	二七	一〇	一六
強盗	一、四九二	六五	一、五五七	四六	二四	六三六	四二一
強盗	四六、〇五四	二、六八二	四八、七三六	一九七	七九一	一〇、七七〇	四四八

明治三十九年九月末日現在全國在監人員監獄別表 (△、減)

監獄名	囚人	懲治人	刑事被告人	別房留置人	乳	兒	合計
關東區	六四四	一	七二九	一	一	五	一、三九九
東京	一、〇八八	一	一、二四	一	一	一	一、〇八九
市	一、九七〇	一	一、九七三	一	一	一	一、九七三
巢鴨	一、四〇〇	三六	三九	二五	一	一	一、五八五
橫濱	一、四〇〇	二六	三九	二五	一	一	一、五八五
浦和	八一四	二二	三九	二五	一	一	一、一五六
千葉	一、二四七	一	六六	三	一	一	一、三一八
前橋	八五四	一	九二	三	一	一	九五四
計	一〇、八八八	一	一〇、八八八	一	一	一	一〇、八八八

西 東北 北陸 岐 靜 名 安 東海 小 長 甲 字 水
區 區 區 區 區 區 區 區 區 區 區 區 區 區 區 區
秋 山 青 盛 福 宮 東 富 金 福 新 北 岐 靜 名 安 東 小 長 甲 字 水
山
形 森 岡 島 城 山 澤 井 鴻 阜 所 岡 屋 津 菅 野 府 宮 戶
田 形 森 岡 島 城 山 澤 井 鴻 阜 所 岡 屋 津 菅 野 府 宮 戶

八四四
六七六
四二七
一、三三九
一、一〇六
七四〇
一、七〇五
九〇九
四二二
六一六
八六〇
三三八
三一八
五一四
三一〇
一、〇一一
一、〇三三
四〇一
四八三
六九九
七二〇

三 一 一 三 四 〇 一 一 三 一 二 二 三 三 三 三 三 三 三 三

一三〇 七三 五五 六八 一〇三 一九六 二九 二七 二七 六五 二八 二八 三五 一〇五 三六 八三 二七 八二 五四

三 三 一 一 三 一 四 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

三 三 一 一 三 一 四 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

八五六 七七九 五三九 四七二 三三三 三三七 三九一 九三二 六四六 四五四 九四五 一、八四五 七七六 一、〇〇六 一、四四六 四四五 七六〇 九〇三

第拾九卷第拾壹號

統

計

四二

鹿 宮 熊 佐 大 福 長 九州 高 松 高 德 四國 松 島 山 廣 岡 神 和 奈 堀 大 京
兒 島 崎 木 賀 分 岡 崎 知 由 松 島 江 取 口 島 由 戶 山 其 川 阪 都

一、一三三
二、六三一
二二八
六一六
六一六
一、〇五九
一、六五七
九〇四
二四四
六二二
四八一
五六一
九四四
七二七
一、三四五
一、五四八
四八一
五三七
七七七
三五七
五七八

一七 四二 二 一〇三 一三 一三 一三 四 四 一 一 二 一 二 三 二 二 二 一 一 二 一

一三一 一四 二六一 二一 三〇 二一四 六一 二二六 六三 三六 二九 三〇 五六 五二 二七 二八 五二 四九 六一 三七 七二

一 五 一

一 二 一

一、二八三 二、六五〇 五三三 六四七 六五〇 一、九五四 一、二七 九七一 二五二 六六三 五一 五九七 一、〇〇二 八〇五 一、八四六 一、六八〇 五三五 五九七 八四一 三九二 六五一

第拾九卷第拾壹號

統

計

四三

	三	沖	北海	函	札	檜	太	走	勝	獄	場	計	計	増	減
	池	池	道	館	太	太	太	太	太	太	太	監	監	前	前
	一、五二九	二六五	四四三	八七五	一、一三八	七八七	八六〇	四七、六八九	一、〇四七	四八、七三六	一九七	七一九	七九一	七一九	七一九

救護事業

○福井縣下の出獄人保護協約

福井縣に於ては出獄人保護事業としては何等の經營なく頗る遺憾に思ひ居りしが福井監獄典獄芥川氏も久しく其感に堪へざる爲め屢同地方縣知事に謀ることあり知事亦其意を諒とし各郡町村に諭示

しつゝありしが此程に至り同縣坂井、今立、丹生、敦賀、大飯の各郡町村に於ては其等出獄人保護の途を講せんとて曩に徳島縣に於て規約せる如き事項を協定し實行すること、せり今其内容を通覽するに各郡殆んど同一事項なるも敦賀郡に於ては較々密なるものあり左に協定事項を掲ぐ尙敦賀郡の密なる點を附記し參考に供す吾人は典獄縣知事郡町村長の勞を謝し併せて町村民の満腔の熱血に信

頼し事業の効績の多大ならんことを祈ると共に其他の郡町村に於ても速かに之に倣はんことを望むで止まらず

出獄人保護取扱協約

- 第一 出獄人ニ對シ一般人民ニ於テ忌避擯斥スル弊習アルハ再犯防遏ノ一大障害ナルヲ以テ之カ觀念ヲ排除スルコトヲ勉ムルコト
- 第二 郡町村ニ於テ衛生其他各種ノ講話會開催ニ際シテハ之ヲ利用シテ出獄人ニ對スル同情ヲ喚起シ其保護誘導ノ必要ヲ説示スルコトヲ勉ムルコト
- 第三 郡町村ニ於テ保護スヘキ出獄人ハ先ツ大要左ノ範圍ニ止ムルコト
 - 一 貧困ノ爲メ犯罪ニ陥リ處刑セラレタル者
 - 二 偶發的犯罪ニ依リ處刑セラレタル者
- 第四 保護ノ必要アリト認メタル者ハ豫メ監獄ヨリ其者ノ性行技藝及ヒ特長等ヲ警察官署ニ通知シ警察官署ハ更ニ其者ノ居住地ノ町村長ニ移牒スルコト

第五 未成年者(殊ニ十六歳未滿ノ者)ニ在テハ其第拾九卷第拾壹號 救護事業

保護者タル父兄アルモ多クハ保護監督ノ不充分ナル爲メ再三犯罪ニ陥ル者アリ是等ハ郡町村長又ハ警察官ニ於テ特ニ其父兄ニ對シ戒飾注意ヲ加フルコト

- 第六 郡町村長ハ一般人民ニ對シ職業ノ紹介ヲ爲スハ勿論其部内公共ノ勞役ニハ勉メテ出獄人ヲ使役スルコト
- 第七 警察官署長及ヒ郡町村長ハ出獄人ノ怠惰又ハ不良ノ徒ト伍スルヲ認知シタルトキハ之ニ戒ヲ加ヘ再犯ヲ防遏スルコトヲ勉ムルコト
- 第八 町村長ニ於テ監獄ヨリ出獄人所持金ノ送致ヲ受ケタルトキハ勿論尙ホ勞働賃金ノ殘餘アルトキハ之ヲ郵便局等ニ預入レ其預金通帳ヲ保護スルコト
- 第九 前項貯金拂戻ヲ請フトキハ町村長ハ其事情ヲ審査シ已ムヲ得サルモノト認ムルニアラザレン

ハ之ヲ許サス可成利殖ノ觀念ヲ誘起スルコトヲ
勉ムルコト

第十 各町村ニ於ケル被保護人ノ状態及ヒ其成績
ハ郡長ニ於テ取纏メ毎年二回(六月)之ヲ縣知事
ニ報告スルコト

敦賀郡に於ては本項報告事項を左の如く概定せり

- 一 保護ノ概況
 - 二 出獄人ノ素行生業生計貯金等ノ概況
 - 三 出獄人ニ對スル部民ノ觀念
 - 四 其他必要ト認ムル事項
- 郡長ハ前項報告ヲ受ケタルトキハ知事ニ報告シ
尙其要領ヲ警察官署長ニ通牒スルコト

○愛媛保護場の事情一斑

愛媛保護場は曩に真木監獄事務官同地監獄巡閱の
際實地視察せられたる趣にて其實見談に依れば同
保護場は大規模と云ふを得ざるも又保護事業とし
ては創業後十年を超え年々數十人を收容するもの
にして明治二十八年創業後三十八年までに收容し
たる人員は三百三十七人出場者中自活の見込確固

たる者百七十七人また見込立たざる者百四十人に
して再び犯罪せし者は七十四人なり被保護者の作
業は主として日雇常備手工耕作にして過る十年間
に於ける作業収入は四千五百二十七圓餘なり基本
金の収入は義捐金及利息子を合せ一萬三千八十二圓
の多きに達し場費に支出したるは六千五百三十九
圓餘なりとのことなればまた以て同事業の規模を
窺ふを得へし左に十年間に於ける事故の主要なる
ものを摘録し其一斑を知るの便に供せん

明治二十八年六月設置

花庭耕耘及日備等の業を創む(同年七月)

縣稅より自今年額二百五十圓の補助を受く(十
一月)

一月)

摺付木箱張業を創む(三十九年一月)

竹細工を創む(三月)

蕘蕘及理髮業を創む(四月)

米搗、洋服裁縫、活版、辨當取の業を創む(六
月)

桶工を創む(九月)

花蕘を廢し疊表工を創む(十一月)

未了年者に夜學を起す(十一月)

場内業を減し外出業を増す(三十年一月)

給與金貯蓄法を設く(三月)

創立三週年紀念祝賀の爲め被保護者一統を引卒
し温泉郡佐島に出遊す(七月)

鐵業工を創む(九月)

自今毎月十五日被保護者親睦會を開く(三十三
年七月)

創立五週年紀念祝賀として被保護者一統を引卒
し温泉郡大可賀に出遊す(九月)

被保護者某勞働貯金を以て家屋を建築し家主の
經營を爲す(三十五年七月)

被保護者某土取外役中土塊崩壞の爲壓死す天徳
寺に葬る(三十六年一月)

監獄殘飯を買受け養鶏業を創む(三十七年四月)

松山市の依頼を受け行旅病者の看護に従事せし
む(三十八年二月)

雨天の日梨袋業を創む(五月)

市の塵芥掃除に従事せしむ(六月)

○新潟出獄人保護會

新潟縣出獄人保護會は過る三十五年土地を購求し
家屋を新築し資本金二千餘圓に達せしを以て三十
六年社團法人の認可を受け着々事業擴張し今日迄
已に數十人の被保護人を收容せしに成績善良なる
を以て漸次賛成者多く今回東京より錦水會長吉水
經和氏及び高弟なる小田徳彦氏を招聘し去る十三
十四の兩日市内西堀小學校に於て薩摩琵琶の慈善
演奏會を開設せしに來聴者五千餘人にして總收入
金六百餘圓の内實費百八十圓を控除し實收入金四
百二十餘圓を資本金に加入したり斯く盛會なりし
は全く同會に對する同情者多きを知るに足るもの
にして同會に於ては近日會報を發刊すと云ふ

雜 俎



●丁抹政府は去月斷然公娼を禁止したり之れか爲
め風俗改良會組織せられ娼妓若くは醜業婦たりし

者を正業に就かしむへく努力しつゝあれども醜業婦の多くは英米佛等の諸國へ去らんとし正業に就かんとする者は幾んど全部貧民院の保護を受けんことを望めりと云、一利一害遠き異國にまで徵毒の傳播、自國の耻晒し、何處も同し秋の夕暮れさてく困つたものかな……(東京一角生)

●人間が衣服を被るは自然を犯すもの、虎列拉、肺病、窒扶斯等は自然を犯す天の刑罰なりと主張し、裸體のままにて信徒を募りつゝある男デー、エフ、シャープはオクラハマにて數回拘留せられたるも五十餘人の信徒と共に決して着服せず此程太平洋沿岸に新樂園を覓め裸體村を組織せんとて出發せんとしたるを官憲の爲めに禁錮せられたり去れど彼等は此主義を棄てずと威張れりと極端な主張もあれはあるもの、ついでに働かずに木の實を食ふて濟ます工夫はなきものにや何ふか此連中に囚徒を加盟せしめては何如國家の經濟幾何ぞ(經濟家)

●一英國新聞の報する處に依れば昨年中に於て死後遺言に従ひ諸種の慈善事業へ寄附したる金額は一千七百五十萬圓にして時間に割當つれば一分間

三十二圓弱なりと云、慈善事業の隆興！富豪の美譽！其思に浴する者は鰥寡孤獨病弱者失業者の幾萬人其結果犯罪人の減少羨むべし、日本には八萬圓を投して還曆の宴を張り富士山を模して庭園に据へ自惚鼻を不二山に蠢動かす富豪あり其思に感する者は朝野の紳士？新柳の阿嬌幾百人其結果！何如！ウフ……實業の發展難ひかな……(敬雨)

●阿非利加のロッテサンランドにては奴隸制度を廢止し三萬餘人の奴隸を解放し自由民と爲したるのみならず國內にて飲酒を禁し一般人民の武裝を禁し德行を獎勵するに銳意怠りなしと云、ニグロとて愚弄する勿れ、東洋の君子國とか白哲人種とか自惚るゝ間に後の鴉が前に追付くは三才の童子も亦會得する所、他人事にあらず些と氣を付け召さぬや……(自省生)

●空前の震災——大火災——日人排斥熱熾なる桑港の今日頃日は總ての秩序は破壊せられ物騒至極夜間の追刺、殺傷強姦の絶へざるはまだしも白晝公然市内の最も繁華なる場所に強盜殺人犯の隠顯出沒兇惡を逞ふし婦女子は勿論壯者と雖も夜間は

更らなり晝間と雖も外出するは危険にて警察機關はあれども犯罪を檢舉し能はず諸新聞紙は無警察、無法律と絶叫しつゝあり邦人の身の上も思ひやられて憂懼に堪へず近信の報する所に依れば震災後二ヶ月間に強竊盜被害届出件數は約六千なりと云へば後患を懼れて届出さるものは更に多からん而して去月四日以後一週間に市民の購ひたる拳銃は一萬五千挺なり之れ警察機關の頼むべからざるが爲め自衛の途を講ずるに外ならずと聞かば不秩序不規律の程度推し測られて寒心せざるを得ず平和を標榜する米國民文明を誇張する白人何爲ぞ此の暴舉を作す、時恰も議員撰舉を控ゆ内争の紛起は邦人の諒とする處なるも去りとは保護の至らざるの甚しきかな……(超然生)

少すと米國の醫學會に於て多年の實驗を發表せり敢て問ふ監獄の典獄にして五十歳以下の人幾人ありや女監取締にして三十歳未満の者幾許を算すべきや……(老壯士)

●白痴者田崎某戀のかなはぬ女教師殺の嫌疑者として拘置せられ第一審無罪第二審有期刑十三年を宣告さる其判決の當否は知らずと雖も世に現はれたる事實に徴すれば生來の白痴なるが如し馬鹿程恐い者はなしとの諺は吾を欺かず白痴者は低能者精神病者の中間に位する者か監護の責父兄若し能くせずんば社會之に當るべし小河博士花井辯護士監置法の至らざるを嘆ず吾亦之に贊同せんかな……(永戸、一閑人)

●腦味噌の分量は人の賢愚と年齢に依り差異あれども丁年の男子は四十九オンス半、女子は四十四オンス平均にて男子は三十七オンス半女子は三十二オンス半を下るときは各白痴瘋癩とかる而して男子は五十歳を超ゆるときは著しく腦の分量を減少し女子は三十歳を超ゆれば漸々輕微に分量を減

●警視廳にては巡查部長に法醫學及精神病學を講習せしむることゝなれりと近來の一快事人事社會の複雑なるに従ひ犯人の性情犯罪の動機方法等豫想外に出つるもの多きは亦近年の現象なり此時期に於て此の企てある警察當局の烟眼に服す監獄の有司管見未だ彼れに及はざるか……(高尾生)

●聞く市谷監獄にては青年有爲の看守三十を撰拔

し毎朝二時間一堂に集め上級司獄吏員指導の下に監獄關係科學を講習せしむ其説く處監獄學刑法刑事訴訟法經濟學倫理學經濟學生理學教育學と學課目の當否如何は暫く措き看守給與令は人物の要求を満足せしめんと趣旨を包含して發布ありたる折柄市谷當局の率先亦頗る機宜の妙を得たるもの且つ希ふ所なり、全國監獄當局者に警告す、其方法何如に關らず人物養成は最も時期を得たり速に斷行する所あれ濡手に粟の攫み取りは南柯の夢………(同人)

●寝ねす働くとの諺は看守の代名詞苦力の勞働と五十歩百歩の論なり曩日看守増給令は發布せられたるも未だ其恩波に浴せず去れど勤務法を改め休養娛樂の途を講せずんば人物は來らず監獄改良は望み難し日は西山に春く頃家に歸り翌日も早出出勤と思へは熟睡するを得ず慰藉を旃む妻亦過睡を懼れて手枕に忍ふの時早くも遠慮なき時信儀は睡夢を驚かしぬ妻の影暗き燈に見送られつ、鐵門を潜り入れは少時の遅刻 懲戒 心緒亂れて麻の如し感化の効果を顯出せんこと難しと謂ふへし

て國の文野を判つ………(不動生)
●戦後の影響にや昨今の運動會には著しく活氣を呈し野球庭球と大浮れに熱度を加ふ學問其處の下の遊戯は吾人の與みせざる所なるも正々堂々規律とこれとは載替れど陸兵の東京と白河間遠距離騎馬競争など近來の思ひ付き妙ならずや監獄協會子吾等の爲めに野外遊戯の途を開け基將基に耽ける閉戸先生は吾等學ぶを欲せず體育會の組織に倣ふも可なり希くは健全なる精神は健康體に宿ると實地に示さんことを………(一看守、早稻田のはより)

●凱旋紀念繪端書、招魂祭繪端書、觀兵式繪端書、日本海海戰繪端書と續々繪端書の發行此處暫くは繪端書流行時代機敏なる商賈は男女學生裏面の消息を描寫したる繪端書に機利を貪りつゝあり紀念としての繪端書は家庭の教育に資するの効あるも雨後の筍なる繪端書には嫉妬喧嘩の種となるもの少からず吾れ茲に一獻策あり全國監獄の結構を繪端書とし若くは小冊子とし頒布せば今昔の監獄觀

逃走反則は囚人を咎むへからず戒護力薄き看守の責任なり責任ある看守には休養を得せしめよ………(津山、無名氏)

●罪を犯すこと十一回獄中に在ると十六年九月月竊盜せし金額二十七萬圓の巨額に上れる相川勝治獄中に聖書を讀み幡然悔悟する所あり出獄後一職工となり赤裸無資産の身を以て今は大理石細工場に出獄人二十人を收容し之を感化遷善せしめんと全力を傾注せりとは感すへし余は信す斯る經歷ある人にして始めて出獄人保護事業に適任なり未だ其境遇にあらすして其境遇を揣摩するは事業の蹉跌を免れす少くも其効果薄弱なりと世に同感の士ありや………(横濱生)

●歴史家は曰く鐵の産出豊富なる否とは其國の文野を卜するに足る、化粧店主は曰く化粧品の種類品質の多少良否を視て國の文野を知る、監獄の鼻祖は曰く監獄の整否を視て國の文野を判知すへしと、各其從ふ所に阿るの嫌あり人をして適從する所に惑はしむ、然るが故に吾れ神託を受けて一刀兩斷の旨を傳へん曰く、神は罪惡の多少を以て

を窺ふに足らん、而して之を實行する方法如何を按するに監獄協會に一任するに如かし、協會は全國監獄の寫眞を保存するの必要あるを以て各監獄に一員を派し若くは牒照して寫眞を蒐集し更に銅版摺繪端書としたるものとブックにしたるもの、二種とし實費を以て會員に頒つこと、せば坐から各地監獄の地形外觀を知得するを得ん加之、内外知名の參觀者に一葉を與へなは好個の紀念となるや必せりこれ敢て流行を趁ふにあらす廣く監獄思想を内外に要求する手段の上乗なるものなればなり………(推獎生)

○時事寓言

雜 錄

巡 警 道 人

協會雜誌記者足下

時下秋肅之候筆硯益々御勇健斯界の爲め御盡力彼下候趣奉賀候陳者貴誌上に於て頃日端書投書、偶

感録或は時事漫録等斬新なる通信寄書を歓迎せられ毎度吾人の神經を刺激せられ候事斯道改善の爲め慶喜措く能はざる處に候何卒今後共引續き此種の記事を採録せられ候て宛もすれば麻痺せんとする斯界の警鐘とせられ候事、至極、道人等の贊嘆する所に有之申候就ては道人も何か物したく相考居候折柄道人か此頃管内警察留置場を巡視すべく數ヶ所を視察したる事項に付所感の一二左に秃筆を弄し通信致候間貴重の紙面に餘白も有之候は、登載の榮を得度希望に候

●日露の戦役は昨年九月ポーツ、マウスの條約に依り全く平和克復に屬し候に就ては朝野都鄙を問はず戦後の經營なる代名詞は頻りに喧傳せられ有形、無形を論せず計畫施設せられつゝあるは道人の頗る満足する所に有之申候其中に就ても吾人に最も直接の關係ある戦後に於ける犯罪の増加は既に事例の示す所に有之候を以て道人も心竊かに戦後犯罪の増加は免かれざるべく不祥の期待致居候處今日に至る迄既に歳餘を経過せしにも不拘戦時中に比し著しく犯罪の増加あるを聞知せざるのみ

に無之却て總ての犯罪は寧ろ減少の傾向を呈せるは毎度監獄統計に於て承知する所に有之先きの杞憂は全く眞の杞憂に終らんとするの事實あるは道人か茲に國家社會の爲め祝賀して措く能はざる所に候然りと雖も此監獄統計の吾人に示す所は果して其實質に於て消極的に犯罪の減少を來しつゝある哉との疑問に就ては豫て道人の怪訝する所に有之候ひしか今回警察留置場を巡視するに當り稍々其疑團を解くの不幸に際會致候は心中頗る遺憾とする次第に候何となれば道人か今回巡視したる地方に在ては何れも多少戦時中に比し犯罪の遞増せる傾ありと雖も彼の微罪不檢舉若くは不起訴處分の多き爲め受刑者として監獄に出入する者の減少したるか如き事實を洞見致候は即ち道人か前日の疑問を氷解するに至りたる次第にして輕微なる犯罪の不起訴處分若くは不檢舉主義の勵行は素より望む所に有之候得共今日現に實際に於ける微罪解放の程度は果して中庸を得居候哉否哉との疑問に就ては一層以前の疑念を深くするに至り候は亦餘儀なき次第に候現に或る警察署に於ける本年一

月以降の犯罪刑事臺帳を調査するに告訴告發其他現行犯等に依り取扱ひたる件數の五分の三若くは五分の四は全く不起訴或は微罪として解放處分に付せられ有罪の判決を受け監獄に送らるゝ者は僅かに五分の一、若くは四分の一内外に過ぎざる少數に有之候最も此取扱件數の内には犯證の不充分なるもの又は性質民事にして告訴人か警察力を利用するの悪弊に出でたるものも亦尠からざる様被認候得共兎に角其犯跡事實の根據あるものにして微罪として解放に付せらるゝもの亦決して尠少には無之候而して亦其不起訴解放に付したるものは如何の犯罪なるやと云ふに屋外竊盜及毆打創傷の大部分賭博、盜贓價格の割合に少なき竊盜並に全上の詐欺及恐喝取財、私文書の騙取又は偽造其他僅少の各種の犯罪も其内に包含せられ候或る警察の調査に依れば本年一月已來の取扱件數九十三件此人員百四十人の内有罪の判決を受けたる者僅々二十九人にして他は概して不起訴又は證據不充分に依り解放したる事實に有之候最も此微罪者解放に付ては充分警察官に於て捜査處分を行ひ自己の

處分見込を付し所管檢事の指揮を受くるは勿論の儀に候得共往々有罪意見を付したる者に對し解放の指揮に接するものもある由に候而して之れに對する警察官の云ふ所を聞くに比較的犯情の重きものにして加ふるに表面初犯なれども既往に於て數回類似の事實を行ひ殊に郷黨に於て嫌疑指彈せらるゝ惡漢なるも裁判所は多く書面調査にして然かも當該犯罪事實を審査し指揮せらるゝ結果偶々以上如き支吾を見るは頗る遺憾なりと訴ふる向も有之申候以上の如き相互の間に支吾を生ずるは姑らく置ても解放後に於ける被解放者の取締或は他に之を綱ふ者を出すことなき哉の事に候之を云ひ換ゆれば何某は斯る事實に付解放不問に付せられたり或は此位の事は定めて處刑を受くるに及ばざる等、所謂執法者の寛大に押るゝ恐れなき哉は一應正當の疑團と思料致候尙其他に彼是權衡を失するの嫌有之候は刑法の犯罪と各地方廳所定の違警罪、則ち諸取締規則違犯に對する處刑との權衡論に候則ち刑法其他罰則に規定したる犯罪にして輕微なる以上の如き犯罪は之れを不起訴とし解放せ

られ候にも不拘、地方の違警罪則ち營業、産業、道路、衛生等に關する取締規則違犯にして其の實刑法規程の輕罪より、より輕微なる違警罪に對し必罰主義を取れる結果として處刑せらるゝもの頗る夥多なる事實あるは畢竟其立法の精神を異にする結果とは云へ被刑者より將た又執法者の見地より之れを見るも彼れ是れ寬嚴其度合を異にするの嫌あるは何人も想像し得らるゝ處に有之候殊に道人の管轄地内は産業、衛生並に營業保護に關し煩累なる諸取締規則を發布勵行しつゝ、有之様感せられ候へは一層刑罰の度合に於て權衡を失する事を道人は深く相感し申候産業、營業其他衛生等保護上に必要ある違警罪の勵行は素より異議無之候得共刑法規定の微罪者解放に關する程度は或は適度を失するの嫌なきや道人が疑團の存する處實に此の點に外ならず候

●警察留置場の構造は何れも不完全なる事は疾くに足下の諒知せらるゝ處に可有之を以て茲に道人の喋々を要せず候得共此の不完全なる留置場利用の方法其宜敷を得ざるは道人の甚だ遺憾とする處

に有之申候構造の不完全なるは之れを改築若くは新築するにあらざれば到底完全と云ふ能はざるは勿論には候得共一部分の模様替へ而かも僅少なる經費を以て必ずしもなし能はざる限りにも無之候へば舊來の不完全なる構造を口實として其の責を免るべからざる義と被存候のみならず何れの留置場も清潔晒掃多くは行届かず塵埃堆積し平素汚穢を極むるにも不拘當局者は恬として省ざるの實況あるは道人の警告して止まざる處に候一層之れを詳言すれば監房内の莞莖は處々破綻し便場又は便器は屢々之れを排除洗滌したる跡あるを認め得ず窓障子は破毀の儘之が補綴を怠り加ふるに監内各壁には種々の墨痕爪書點々として現存し之を剝落せざるが如き事實も有之申候、殊に或る署の監房板壁には毛筆を以て何年何月何日何府縣の何某在房云々の文字を大書したるものあるを認めたるが如きは如何に其監房搜檢及取締の忽諾に付せられたるかを想像するに餘りある次第に候以上の如き事實を實見するに至ては道人の如き紀律、清潔、衛生等を以て平素監獄の神髓となせる眼には一層

強く相映し申候是獨り留置場のみに限られたる儀に無之應舎至る處皆此の類に過ぎざるあるは公署とし又管内人民に衛生秩序を示す處の模範たるべき官衙としての威信を保ち得べきやは頗る疑問に候

●監獄費國庫支辨法實施の結果として留置人に關する賄費用は國庫より府縣費に償還可相成事は先刻諸君の御承知の通にして從て留置人の食費被服臥具並に規定の監房常置器具等は總て地方費を以て設備すべき事に規程せられあるは是れ又論を待ざる處に候然るに何れの留置場に於ても監房常置器具及被服臥具の全き設備あるもの殆んど絶無に候は道人の甚だ解釋に苦む處に有之候偶々二三の被服臥具ある向きあるも开は國庫支辨法實施の際監獄より引繼ぎたる品にして破綻汚穢を極め一見酸鼻に堪へざるもの、みに候加之其設備なき向に對して試に相當設備方を交渉せんか或は依然舊時の如く監獄より設備するが如き感想を抱くにあらざれば之が經費支出の道なきを以て答ふる等冷然として看過し敢て省ざるもの多く候へば從て監房

常置器具の整備なきや請者の夙々に想像し得べき處に可有之存候

●留置人賄費請求の當否を調査するに當り試に現實支給の食費額又は其の獻立分量等を問ふに多くは直接取扱者の外監督の任にある責任者にして之が明答をなし得るもの稀有なるには道人も一驚を喫し申候此の一事以て留置人に係る檢束處遇の大體を推知し得べく候得共拘留刑執行中の規律例へば起牀、就寢、座臥等に關する動作は殆んど一定せざるもの多く内には疾病其他の事故なくして晝間房内に於て横臥睡眠を貪るものさへ有之候を以て檢束に關する全般の事を推知せられ度候

●現今警察官の管掌せらるゝ行政及司法事務は千様萬態錯綜繁多に有之候は今更云ふ迄も無之候得共直接犯罪取締に關係ある微罪解放者及犯罪をなすの嫌疑ある要視察人並に被監視人、刑の執行猶豫者等の視察取締は寬嚴其中庸を得るを要するは勿論に候處何れも多少の遺憾あるは是亦道人の惜む處に有之候殊に被監視人の員數及最近の行狀如何を詳知するもの少きは以て假免すべき資格ある

ものを空過する様の事無之哉一考を要候と同時に前述の行狀監視を要するもの狀況を知り得ざる嫌有之候此の一事以て犯罪豫防に何等資する處無之を推知し可得存候

以上の事項は唯、道人が視察上の卑見を忌憚なく申述候次第に付或は當局者の怒りに觸るゝやも難斗候得共幸に雅量坦壤、他山の石として一顧の勞を惜まされず候得ば道人の婆心或は聊か斯道を裨益するに庶幾らんかと存候

●御承知の通り明治三十七年より三十八年に涉りし日露の戦役は我國總ての階級を通じて諸制度の上にて一大革進を加へたるとは今更申述ぶる迄も無之候得共戦後に於ける戒告は平和克復の當時の御詔勅に依て普く世人の諒知する處に有之殊に驕怠の念を戒められ候點は吾人の拳を服膺すべき所に可有之は勿論に候然るに一般社會風紀の漸く弛廢せんとするの傾き有之候は道人の兼て深憂する處にして當局者の共に認むる處に有之候へば其局に當る地方官殊に警察官に於て風紀矯正に關する點に向て苦心慘憺せられつゝあるは最も適切の考案

すへからざる事

- 6 各自己の業務に勉勵し勸業に關する法令を守るは勿論産業の改良進歩を計るべき事
- 7 生業の餘暇ある時は勉めて相當の副業をなすべき事
- 8 常に衛生に注意し傳染病豫防等に關する規定は決して違背すへからざる事
- 9 他人の所有に係る田圃の農産物又は林野の薪秣等を探取すべからざる事
- 10 組合内に無職業又は浮浪者あるときは互に戒告し就職の方法を講せしむる事
- 11 智識を増進する爲め講和會談話會等を随時開催する事

名稱及組織方法 町村又は大字若くは小字等に區別し矯風會又は適宜の名稱を付す

役員 會長は町村長を以てし幹事評議員を置き區長又は土地の有力者を以て之に充つ
規約違反者に對する制裁 概して違約金（金額に異動あるも五拾錢以上拾圓以下の程度）又は其町村の夫役に使役すること多し

と被存候に付道人が這般の巡視に際し特に此の點に注意を拂ひ視察を遂げ候處何れの地方に於ても此の種の計畫有之警察官に於て自ら率先して矯風に關する規約條項を起草し各町村長又は公職にあり有志を督勵し既に矯風規約の成立せる向少ならざる一事は最も道人の愉快に感する處に候而して其規約條項の如きは土地の狀況に依り各大同少異あるも其の惡風俗を矯正し勤儉貯蓄を奨勵し合て犯罪の發生を豫防し善良なる風俗に馴致せしむるの趣旨に外ならず候今試に其二三に付規約條項を摘載致候得ば略左の如くに候

矯風事項

- 1 賭博又は不正の行爲をなし或は飲食遊惰に耽る等の事をなすへからざる事
- 2 前項の行爲あるものには家屋を貸與し又は宿泊せしむへからざる事
- 3 喧嘩口論を爲し又は惡戯をなすへからざる事
- 4 夜遊を爲し又は故なく諸所を徘徊し他人を誘引し又は他人の職業を妨ぐべからざる事
- 5 身分不相應の衣類器具を求め其他金錢を浪費

●風紀矯正に關し既に成立し又は成立せんとする規約の大要は略は右の通りに有之候想ふに此の種類の規約にして實行、歳を重ねるに至り候へば其の成績顯著にして風俗改良上幾多の裨益可有之認められ候に付道人は何れの地方に於ても此の種類の組合成立の多からんことを希望すると共に其の局に當る警察官の勞多きを感謝する所に有之候尙は右の外某警察官の直話に凱旋軍人を獎勵し軍人の名譽を保全し惡風儀矯正に關する模範たらしめ青年男女を卒ひしむることを努めつゝ有之候由是又道人の喜ぶ所に候

終りに惡風儀矯正に關する道人の卑見は前述の如き組合規約の成立素より好個の方法に相違無之認候得共其實行の吝ならざらんことを切に祈る所に候尙は之に加ふるに百尺竿頭一步を進め從來何れの地方に於ても青年間に往々行はるゝ所の風俗に關する惡習慣則ち各種の遊戯改良法を講ずる一事は風紀矯正上最も喫緊問題と相信し申候例之は盆踊又は神社佛閣の祭典に際し男女間に於ける卑猥なる遊戯若くは風俗に關する演劇類其他猥褻なる

俗歌等は惡風儀を助長する甚しきものと相信し候へば北の風俗を移して今日現に學校等に行はる、運動法即ち擊劍、柔術又は角力等を奨勵し以て體力元氣の發展に有益なる良習慣を養成するを以て風紀矯正の捷徑と道人は確く相信し候

○殺傷の原因動機に就て

「なせ人を殺すか」の疑問を解決せんため實驗家の談話を蒐集したる電報新聞の記事と同新聞の小説と犯罪の一項は監獄事業に従事する者の觀て嶄新とするに足らざるも刑事思想の一斑を窺ふを得べきが故に左に其要を摘録紹介す

豊野典獄 元來人を殺したり傷けたりする人間は概ね精神病の系統あり、父又は母精神病にあらずんば祖父母の一方に精神病者あり、而して殺傷行為の動機は何如、そは頗る無意味にて何故に人を殺したるか他人は之を怪しむのみならず犯人自ら事後に於て之を怪しむ其犯すと犯さざるとの間一髪を容れず若し反省の餘地あれば殺傷の大罪を犯さざるなり當監在監者中殺傷罪を犯したる者は殆んど其原因は喧嘩次は怨恨なり

喧嘩怨恨とも一時の怒に出づるものなれば兇行後其非を悔ひざる者なし

松室檢事總長 殺傷事件が多くなれりと説く者あるも予は俄に殺傷事件増加せりと信せず近年新聞紙上に吹聴すること多きが爲めに想像するに過ぎざるべし人口増加すれば社會狀態復雜となる從て殺傷事件も増加するは當然なるべし、殺傷行為の動機は強盜殺人の如きは姑く措き、概ね一時の感情より起る、其感情は色情と金錢より來る、故に廣く殺傷行為の原因は之れなりと云はざるべからず、既往の經驗に徴すれば多くは三十歳以下にて四十五十の年齢の者は少數なり此現象より觀れば金錢よりも色情に原因する者多きが如し何となれば年老ゆるに從ひ金錢上の慾望を増長す若し金錢上の慾望より殺傷するにせば三十歳以上の者に多からざるべからず然るに事實は全く反對に青年者に多きは色情に原因するもの多きを示すものなるを知るべし元來日本人は殺傷するを意とせざる性質を有す之れ古來武士を尊ひたる結果にて九州炭坑夫の如

きは殺することを意とせず從て自ら死刑となるをも厭はず之等は習慣に因るものなるべし

安住檢事 殺人犯にも種々あり男三郎（詩人殺、

藥種屋殺、幼者臂肉扶の嫌疑者武林男三郎）の殺人犯は戀愛と家庭の關係より起りしものにて境遇が犯罪を産出したるもの、時三郎（縮屋殺大久保時三郎）の殺人犯は全く主觀的にて周圍

飯田辯護士 殺すを目的にして殺す殘虐なる兇漢

の事情にも何にも關せず人を殺すを目的として殺したるものなれば或は遺傳かも知れず、いつれにもせよ其原因は多く戀と慾なるも生活の困難亦一原因なり貧者は些事にも感し易し、強盜殺人の如きは姑く措き概ね一時の感情に出づるものなりとす、而して犯罪後の精神狀態は實驗上頗る無邪氣なり兇行の餘勢散せざる時に於て訊問するときは犯人は事實を述べること明確而かも一點の偽りなく正直無邪氣なるも拘引後時日を経過せば犯罪の事實と責任を考へ遂に責任を免れ若くは輕減せられんことを希ふの餘り豫審を開く時には不正直にて前言を取消し公判となれば益々虚言を述べるに至る、茲に刑事心理

學者の注意すべきは兇行を演ずる當時の精神狀態なり精神に異状なき犯人にても兇行當時の事情を語るに錯誤多し故意に虚言を述べるにあらす爾か信するより出づ、そは殺人の大罪を犯したるか結果自然精神に變調を生ずるなり之れ研究すべき價値あるものなり

と一時の感情の爲め前後の思慮なく情に於て憫むべき者あり予の實驗上前者は上毛地方、大阪、河内、九州等、後者は東京に多しとす死刑の存廢には議論あるも人を殺す人間は固より死刑を覺悟せる者之に向つて死刑を以てす何の効もなきは當然なり予の檢事たりし當時殺人犯を調ふるも實を吐かず然るに顔色青く恐怖の態あるを以て尙嚴しく調ふるに遂に實を吐けり自白せしとさきの態度は至つて元氣にて見る／＼顔面に生氣現はれ彼は自白して漸く心が落付いたと云へり、尙兇暴なる人間が人を殺すと益々兇暴とかり一時の感情の爲め人を殺したる者は兇行後大に悔悟し精神上一大革命起りて犯罪前よりも善

人と成る、元來日本人は短氣なる怒り易き性質と少年時代より玩弄具にも刀を以て遊戯するを以て事に激するや殺傷行為に出づることありとす

藤澤典獄 殺傷事件増加せりと傳ふるものあるも三十六年以來の統計の示す處に依れば増加と見るべき現象を以て殺傷行為は非常識のことなれば思想の確固とからざる二十歳以上三十歳未満の者に多からんと思量したるも統計は反對の結果を現はせり其理由何如は目下研究中に屬す、四五年前までは殘忍なる殺傷ありしも近來殘忍なる事件は減少せり一年中の殺傷事件の多きは四五六の三ヶ月にて七月に至れば減少す其關係も確認するを得ざるも氣候の關係もあるへし、人を殺す動機は多くは夢中なり故殺犯人の一時の感情の爲め前後の考もなく殺すは勿論謀殺と雖も一時の感情の爲め殺意を起し其意思を繼續して遂に兇行に及ぶ故に廣き意味に於ては謀殺も故殺と異るなく強盜殺人と雖も初めより人を殺す目的にて犯す者なし他家に忍び込むにも一は

自衛の爲め一は對手を嚙れしむる爲め兇器を持つるものなるに場合に觸れて兇行するのみ之れ亦故殺罪と大差なし要するに殘忍なる習慣ある兇漢の外は概ね夢中の行爲なり

○小説と犯罪

時世に出づる小説の内容を吟味して見ると、大抵の小説には必ず其中に犯罪が含まれて居る。戀を妨げんが爲めに詐欺が行はれ、戀を遂げんが爲めに姦通をなし、社會の迫害を憤て人を傷け、恩人を救はんが爲めに財を盗み、或は自殺を保助する者あり、或は家宅侵入罪を犯す者あり、其狀千態萬様であるが、苟も人間社會の變調に材を採り、人情の變轉、人間の弱點を寫生する上からは、そこに犯罪のあるのは當然で、又あるべき筈である。ところで世の小説家のこの犯罪に對する見解は果して如何なる見地の下にあるか、不幸にして未だ其說を聽くことを得ざるが、其作物の上から考へると、餘り多くの注意を拂つて居らぬ様である。と言ふのは其態度が同情して居るのか攻撃して居るのか頗る明瞭を缺て居るのと、犯罪の動機と犯

罪其物との關係甚だ不自然で、人が罪を犯すに至る徑路を説くことが適切でない、元來犯罪と言ふものは固より憎むべきものには相違ないが、然しそれは單に結果として現はれたる犯罪其ものに對してのことにて、若し犯罪なる眼鏡を透して、社會の實相と人間の弱點とを見れば、恐らく犯罪

なる鐵窓の下に呻吟せる人間は、到底これを研究する價値がないのであらうか、敢て世の小説家に訊きたいのである。

○假出獄と監視假免

程人間を研究する好材料はなからうと思ふ。身體に變調を生じたるものが疾病ならば、運命に變調を來したるものは犯罪である、とすると、人間を研究の主題とする小説家は是非ともこの犯罪に多大の注意を拂はねばならぬことと思ふ、少なくとも監獄に於ける犯人の狀態、典獄の見たる犯人觀などは見聞して置く必要があらうと思ふ、ところが未だ此種の研究をなしたる小説家のないは、犯罪と云ふものの性質を深く究めない結果であらうと思ふ、小説は必ずしも戀愛小説と家庭小説とに限られたるものでない、人世の最も慘憺たる罪惡の方面に筆を染め、社會罪を作るか、人罪を犯すかの問題を解決するのも、亦小説家の任ではなからうか、悪人と雖も人なり、月は傾き風は冷か

本年十月中假出獄せられたる人員は百三十二人にして前年十月中の假出獄人員に比すれば二十人の増加なり而して三十七年以降假出獄せられたる人員は五千八百二十人にして其中假出獄中犯罪ありて假出獄を停止せられたるは百五十五人なり又監視假免は本年十月中五十二人前年十月中八人にして四十四人を増加せるも假免申請廳府縣は警廳、千葉、茨城、宇都宮、長野、三重、愛知、岐阜、石川、富山、新潟、宮城、福島、盛岡、青森、京都、大阪、山口、島根の各縣にして申請なき府縣少からず申請したる以上府縣に於ても監視假免を免されたる者は概ね一人つゝにて新潟縣の七人愛知縣の六人巖手縣の五人は出色のものなり斯くの如く監視假免者の少きは監視の本義を等閑視するにあらざるか監獄當局者は警察當局者と熟議するありて今日に數倍する効果あらしめんことを望

ましけれど有力なる一當局者は語れり

中の者二十人なりと尙救世軍にては北海道函館の婦人救濟所をも引繼ぐこととなりたる由

○法務院の裁判件數
村松辯護士韓國より歸朝し法律新聞記者に語る所に依れば法務院開廳以來取扱ひたる件數は刑事十件、民事六件、其内譯刑事は保安規則違犯三件、竊盜二件、遺失物規則違犯一件、毆打創傷三件、詐欺取財一件、民事は家賃請求其他にて訴訟價格三四十圓の少額のものありと云

○滿洲に於ける婦人救濟

(救世軍の事業)

遠く滿洲地方に誘拐せられ若くは甘言以て強ひられつ醜業に憂き月日を送りつゝある婦女にして本年三月以降救世軍の手に救はれし者七十三人にして大部分は九州中國四國の者なり今救世軍婦人救濟所の救護したる結果を聞くに郷里に送還せし者二十人、東京救世軍婦人救濟所に送りたる者九人、看護婦見習としたる者十八人、死亡したる者三人、良家の下女としたる者四人、結婚せしめたる者二人、電話交換手となりし者三人、商家の店員となりし者一人にして不結果の者三人而して現に收容

樺太監獄の灌漑溝疏水式
樺太監獄にては水田擴張の企畫を立てて廣袤二百町の地を開墾せんとて長屋典獄は先づ以て須部都川より灌漑溝を掘鑿して引水することとし用地は村民より寄付したれば去る三十六年十一月始めて工事起し三十八年十一月中工を竣へたるが溝底の幅十尺上幅三間延長三千七百八十三間にして優に千八百町歩を灌漑するを得へしとを巖頭小河監獄事務官同地へ出張の際神嘗祭の佳辰を卜し同地村長地方有志者を招き疏水式を舉行したる由にて式は監獄を去る約一里半なる開門の處にて擧ぐ式場の入口には綠門を設け鳳梨の實を以て「疏水式」の三大字を表はしたる扁額を掲げ門内には假小屋を設け式壇には黃菊を以て「豊穰」の二字を現はしたる扁額を懸け頗る清楚に終局したり式後水源地及開門の實況を視察し終つて折詰、麥酒、甘酒等の饗宴ありたりと當日小河監獄事務官は埃甸兩國に於ける監獄農業の成績を擧げ北海道の如き拓殖地

に在りては是非勵行せざるべからずとの談話ありたりと云ふ尙長屋典獄の朗讀したる式辭をも得たれと茲に省略しぬ

○監獄に於ける農作物の收穫高

監獄耕作地八百五町八反六畝より昨年中に收穫したる米穀野菜其他桑茶等の概數を調査したるに米穀類四千五百七十七石野菜百二十萬六千五百貫にして二作二作に利用せられたるものもあるも平均一反歩に割當つれば米穀は五斗一升六合野菜百五十貫なり而して之に使役したる囚人は平均一反歩に三十八人を要したる割合なり因に昨年中耕耘なきは岐阜堀川三池熊本四監獄なり

○堀川監獄の女懲治人集收

堀川監獄は大阪監獄と分離以來刑事被告人及女囚人を拘禁し來りたるが關西地方には懲治人の收容場としては洲本分監あるのみ之れとて男懲治人を收容するものなるが故に堀川監獄を以て女懲治人の收容場とせんと企て過般其設備を急ぎつゝありしか較く其設備整ひたるを以て今回神戸、奈良、京都、膳所、和歌山の各監獄の女懲治人にして留

置期六月以上の者を收容すること、なれりと

○逃走の申報に就て

囚人の逃走したるときは其逃走の場所時刻及逃走の方法共謀者の有無等其詳細を司法省及各監獄に通報するは勿論捕縛したるときは其顛末をも報告することとなり居れるか逃走の事實時刻は逃走の際咄嗟の場合之を知らざることもあり爲めに各自想像したる點を綜合し報告すること少からず従つて後日逃走者を捕獲したる上犯人に就き調査したる事實場所殊に時刻は曩に調査したる所と符合せざるものあるは往々聞知する所なり然るに本省への報告及各監獄への通報は單に捕獲の場所時刻等を記載するのみにて犯人の口供等に依れる事實にして逃走の當時想像したる廉を記載せざる向あり斯くては本省に於ては其逃走事件の真相を知悉せず各監獄に於ても參考とするに足らざるの憾ありて折角の逃走通知も無意味に終るに至る故に逃走事實は必ず逃走の當時の調査と逮捕當時の調査と異なる點を詳細に上申通報するを要す現今の如き有様にては寧ろ煩累を加ふるの嫌あるも研究資料とな

らすと其筋の一人は天を仰いで語れり

○假出獄停止徒流刑の殘刑執行に就て

徒流刑囚人にして假出獄を停止せられたるときは其殘刑期は地方監獄に於て執行することを得るや原集治監へ移し執行すべきか又は聯合區分に依り現地方監獄に發生したる囚人を移すへき集治監に移し執行すべきやとの疑を抱き其筋へ問合せられたる向あり其筋にては原集治監に移さず聯合區分に依れる現今の集治監に押送するを要すと回答せられたりと云

○軍衛處罰囚人の罰金納付に就て

戰地又は戰地に於て行進途中に在る陸軍や法會議に於て處斷せられ普通監獄に收監したる者罰金を禁錮に換ふる言渡を受けたる後其罰金を納むる場合に於ける取扱方に就ては昨年三月司法省訓令第九八號に依るべきは當然なるも戰時狀態總みたる今日に於ては右訓令を適用することを得へきか關

東都督府を置かれたる今日は假令滿洲駐劄軍あるも戰時にあらず從て關東都督府陸軍軍法會議に於て處斷せらるべく斯る者に就ては疑問なしとせざるも其筋に於ては尙同訓令に據るべきものなりとの見解なる由

地方通信

○沼津未丁年監の昨今

監内の菊滿開を告ぐ

嶽南鐵風生

第一信

晝は藁打つ穂米搗く杵さては大工の斧鉋の音に左のみ心を奪はれず候へども午後三時五十分愈停業時間に相成候へは俄然喧囂の響も杜絶へ渠等は夕餉の膳に打向ふと夜學とを樂みに彼方此方の掃除冷水浴食事まで相濟ませ同五時三十分夜學室に入り申候
夜學は初犯者と再犯以上者とを劃し各別に規定の

學科を二時間教授致し更に三十分餘を自習時間に宛て居申候夫が時間中は秋の夜の景色も分かす又心の向ふ處も任からねと愈還室と相成候へは室外虫聲頻りにして坐ろに家郷を思はしめ或は月に嘯き或は星を戴て入室の動作を爲すの邊竊かに渠等の心緒を窺へは如何にも自由刑の有難味を頓服せしめ候様相見へ申候斯くも自然の氣を寄與し天上天下絶大不言の教訓を鼓吹せしむることを得るは當に夜學の効果を頼面たらしむるのみならず當初豫期以外のもうけもの有之候時下親燈の候夜學は一層景氣付夜々咄晤の聲は監外に漏れ申候
大體當未丁年監の處遇法としては勿論自由刑の本質に立入るか如き事萬無之候へ共其界限までは可成社界的未成年の狀態に一致可致様歩を進め居申候其詳細は序を遂ふて後段に筆すべく候

未丁年と夜學との問題は今更申す程の事にも無之候へども家庭へ歸着後の渠等の多くが夜學の傍乃至は夜遊の閑に於て筆を執り書を手にするの向上的慣習を養成せられたる向通信其他の方面より承知致候に依つて見ても強ち其餘を申さずとも御賢

庭の状態と感化上の理由とに依り其名を呼ぶ事に
 終更致候這般の事は極めて小事には候へ共定めて
 同友諸君には首肯せらるゝ事と愚考被致申候
 函嶺の東西道相違しと雖も彼の白雲は常に往來せ
 り近く機を得て彼の可憐兒に接し又斯道の批判を
 受くるあらば幸甚

第二信

渠等の犯罪と犯罪前後の境遇とは渠等を驅つて益
 や自暴自棄たらしむるは蓋し必然の義と存候殊に
 前途の希望洋々たる未丁年に於て一層其甚敷を感
 知致され候

渠等の年齢時代に於ける家庭は恰も衣食住の根據
 地たるが如き實況に付萬一渠等自心より又は眞實
 家庭より相互間の連絡を斷つ様の事有之候ては夫
 れこそ萬全の處遇も紙上の樓閣に等しかるべきに
 付當監に於ては渠等と渠等の家庭とを連絡する方
 法手段に就き不鮮注意心を開監の當初より拂ひ來
 り申候然れば渠等の發信には必ず當人の近況を附
 記し併せて返信を促し或は之れが父兄長者と情を
 通じ一面近隣者の之れ等未丁年犯罪者を蛇蝎視す

るの弊風を除却せんことに相勸め申候之れが爲め
 監督義務者を覺醒乃至奮起せしめたる實例營に一
 再には無之候

從來の書信用紙にては家庭との連絡を圖る上に於
 て遺憾の點多々有之候に依り之れが改訂を思ひ立
 ち漸く左の如き注意書を相求め申候之れは當該者
 の發信の都度其必要に應じて隨時同封致す事に取
 斗居候而して渠等の認むる書信用紙は半紙白紙二
 つ切に相改め申候

注意事項 (本書は平假名付)

- 一 手紙はすべて本人自身に讀み得らるゝ様かゝり度事
- 二 家内の出來事にて病氣出生死亡婚禮農事商ひの有様等は其
 都度本人へ知らせ且相當の注意迄加へられ度事
- 三 本人よりの手紙は多く家庭其他の事を心配の餘り差し出す
 もの多ければ必ず返事又は差出さるゝ様注意せられ度事
- 四 父母兄弟親族其他保護者は直接當方に來りて本人に意見を
 加ふる様心掛けられ度事
- 五 本人の讀む書物其他手端書金圓歸郷の際着用すべき衣類
 等は何時にても差入せらるゝ事
 但し遠地より夫れ等の品物を送る時は駿河國沼津町字三
 枚橋百〇五番地本人宛とし差出人の宿所姓名を明に記す
 事

六

當方は思慮分別の未だ確ならざる年若の者のみを集書めは
 仕事に體操夜に讀み書き算盤等を教へて誠心より過を悔ひ
 將來善良の人となる様心配致し居るに付父兄親戚其他保護
 者たる者は時々手紙を以て共々意見を加へ本人の心を改む
 る様常に心掛けられ度事

七

年若の者は多く血氣に早まり又は境遇の如何により無分別
 に過を爲すもの多ければ之れが父兄監督者に充分此邊に心
 を用ひ愈々歸家の曉には監督を嚴重にし以後過を重れぬ様
 注意を加へられ度事

八

一度の過ちより又は二度三度過を重れし爲め之れが父兄保
 護者は間々本人を見捨て、更に振り向きもせぬ者あるもか
 くては獨立まだ自活する事能はざる年若の者を殊更惡人た
 らしむる結果を來すに付惡き子程却て餘計目を掛けらるゝ
 様心配願度事

九

本人は 年 月 日午前九時頃歸家し得らる
 ゝも親兄弟及近所の手前に對し顔向も出來ざるより兎角一
 人にて歸宅するは本人の身に取り甚だ心苦しき事と思はる
 ゝに付當日は親族の者にて誰なりと當方へ引取りに出頭候
 様致され度事

十

是れ迄本人の爲めに種々心配せし事は詳細當方へ執知せら
 れ度夫れにより親心を重ねて脱き示すべく又當人の癖或は
 幼少よりの行にして糞むべき事柄ある時は序に書き添へら
 れ度事

十一

以上の事項中、四(八)(九)(十)は追て通知を願度事

第三信

沼津分監長
 教誨師
 教師

殿

領置金品に就ては各主任に於て其由來遠縁を取り
 糺し更に本人をして悉く始末せしめ申候即衣類は
 本たゝみに其他一切の物悉く規則正しく積み重ね
 させ一糸だに亂れさらしめ申候若し感化上障害と
 なる品物ある時は焼却乃至は賣却の勸誘を爲し其
 感化障礙の理由を視察表に詳記決を仰かしめ居候
 而して又特殊の所持品に付ては其之れを所持する
 に至りし事歴をも視察表に詳録し個人的關係調査
 の資料に供し居候其他の金品と雖ども之れが所持
 の理由にして周知の要ある時は各主任に於て視察
 表に記し參考に供し居申候殊に喫煙に關する物品
 は悉く燒却又は賣却候様懇諭致し將來の良風習を
 養ふ事に相勸め居候一切の領置品は本人自身をし
 て洗濯せしめ猶其破綻せるものは補綴をも爲さし

叙任及辭令

め再び規則正しくたゝましめたる後保管するの手續と致し居候要するに一身に附着する物質を詳察する時は大略其人格の如何を窺知し得へきを以て彼等が刑辭に觸るゝに至りし迄一身に纏伴せる物件を尋究せんか得る所當に少々ならずと存居候斯く入替劈頭其携へたる品物に迄因果を含めしめ候故か其後萬事に注意心を喚起致し候様認識せられ候猶單に物品の保管のみに止まらず終始物品を大切に致す良習慣を涵養せしめんが爲め一朝の困乏にも容易に領置品を賣却する等の事無き様注意を拂ひ居申候

任看守長給十級俸
安濃津監獄詰ナ命ス
依願免本官

大田 彦治

(廣島) 監獄通譯
(名古屋) 看守長

井 上 直
清永 卯三郎

しゝ家庭へ送呈せしめ完全なる保管を托し居申候累次給與する工錢の如きも適當の時期に於て右同様取計居申候之れが爲めの影響は拙筆にては到底表明致し兼候間御推了に相任せ申候 早々

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依り休職ナ命ス
任關東都督府監吏給六級俸(廣島) 看守長
任關東都督府監吏給七級俸(廣島) 看守長
任關東都督府監吏給七級俸(安濃津) 看守長
任關東都督府監吏給七級俸(安濃津) 看守長
依願免本官
依願免本官
給七級俸
依願免本官

(静岡) 看守長
(佐賀) 看守長
(三池) 看守長

研野 熊次郎
中村 三千藏
伊丹 延治
金子 金次
田中 鐵爾
川口 新太郎

(未完)

○茶話會

監獄協會記事

十月二十一日例に依り本會茶話會を開きたるに講演者多く監獄事業の爲めに裨益する所少からざり

しは吾れ人共に喜ぶ所にして茶話會は即ち名實共に茶話にして會員の研究に便するに過ぎず故に日常の所感可なり事務上の便否を談するも可なり更に談話に稜角を立つるは其本旨にあらず次回よりは續々談話に花を咲かせんこと豫め希望する所なり、當日の講演者は宮下軌太郎、古野嵩史、武田慧宏、藤澤正啓、眞木喬、西田貫三の諸氏にして其談話の要を摘めは宮下氏は去七月滿洲視察の途次同地の監獄を視察したる實況を述べて大連には民政署所轄の監獄には常事犯を拘禁する監獄と軍事犯を拘禁する監獄と二種あり常事犯の監獄には二十名の竊盜犯支那人及二名の收賄支那人を拘禁せり其刑期は長きハ六ヶ月其他は二三箇月にして教誨かり懲罰も科せず作業を課するの運ひに至らず其囚人二十二名を二人にて戒護せり戒護者は日本人たること勿論なるか其取扱の無作法設備の不完全驚くはかりにて夜十二時を過くれハ戒護せざる程なり支那人は逃走する慮なしと其後旅順の關東陸軍監獄を觀たり同監獄も常事犯と軍事犯を拘禁せり外觀嚴なるも内部の設備不十分なり囚人十

一名にて常事犯は九名軍事犯二名其外刑事被告人として本邦人十名支那人三名あり支那人は詐欺取財其中二名は軍票偽造にて罰金刑を言渡されたる者なり同地にては罰金を納付するまでは拘禁するもの其間親屬に代納を諭すも容易に肯かす去りて換刑處分と見做さず愈納付するを得ざる者と確認したるとき改めて換刑處分をなす、此處には教誨堂あるも物置場として使用し教誨せず懲罰は減食丈けを執行す又在監人の食物は極めて多量なり、支那朝鮮人には笞刑をも執行す罰金の換刑處分は一圓が笞五つに當る、奉天にては監獄を觀るの機會を得ざりしも滿洲各縣にて處斷したる重刑一斬罪は奉天門外にて斬る予の出發翌日七名の馬賊は刎ねられたりと云、鐵嶺の監獄は日本の長屋門の如き構造にて「鐵嶺巡警」と記され支那兵の如き服裝の門番二人ありて兩側に腰掛ありて二人共坐睡しつゝあり、其門を入れば即ち牢獄にて四棟に分れ一方は女監ありて三人の女囚あり其内に一の門ありて「儀門」の額を懸け、司獄吏の詰所に於て前後左右に扁額あり閻魔大王の控所然たる莊嚴

を極めたるものなるも牢獄の烏籠又は檻の前に柵
ある動物園の檻檻の如く粗造のものにて屋根もな
し然れども逃走すれば罪三族に及ぶとか未だ逃走
することなしと云、奉天以外の知縣管轄の牢獄は
封と稱し東封西封に別つ東封は重罪西封は輕罪、
東封は内部闇黒にして鐵鎖を以て首を縛せられた
るを見たり然かも其傍に番人が誰か何物をか煮炊
せるあり西封には足枷を嵌められたる者ありて獄
より出て、柵に來れり足部は疼痛あるか其局に部
何か捲き付け憔悴せる形容傍觀するに忍びず而し
て鐵嶺巡警と云ふ門番の如き者の外には吏因を別
つ服裝の者なし又他の方面の一監獄を觀たるが此
處には前と大差なく足枷の囚人あり多くは博奕犯
なりと云刑期は長きは三四年の者あり之は贖金を
きが爲め釋放されざるなり外部より麵包の如きも
のを賣りに來りたるに罪人は自由に購ふことを得
故に血色ある者あり又悲惨の者あり訴訟の勝敗は
官吏に對する賄賂の多寡に依る有様にて本邦人の
想像し得ざるが如し、歸途營口の日本領事館附屬
の監獄を觀たり新築獄舎三房あり構造煉化にて獄

咸二三を述べ。眞木氏は監獄經理の一二例を擧げ
將來の注意を請ひ尙冬季に起る凍傷の豫防治療法
として函館盛岡監獄の食鹽を混したる熱湯に患部
を浸し後按摩する方法を試むるも亦一策からん
と謀り尙最近に發布されたる監獄職員給與令に
就て巡查との比較意見を述べ終に監獄作業の發達
收入の増加を謀らんことを望み。西田氏は凍傷に
就て食鹽浴に依らず一時間に五分間つ、三回位西
洋按摩するの簡易なるを説くこと懇切なりき。眞
木西田氏の講演は季節柄須要なるものと認め講演
欄に掲げ置きたれば就て參看せらるへし、宮下武
田兩氏の談話は次號に掲載せんとす

當日來會者左の如し

- | | | | |
|-------|--------|-------|-------|
| 伊東 鎌治 | 平岡 基吉 | 萩原米太郎 | 山下 重作 |
| 淺田 廉輔 | 齋川 兵次 | 島田 榮造 | 岡 權一 |
| 安松 虎雄 | 佐藤 省吾 | 印南於菟吉 | 武田 慧宏 |
| 西田 貫三 | 本多 行殿 | 井澤 榮良 | 河本 基一 |
| 西村 義男 | 丸山 信之 | 大串榮太郎 | 西貝善太郎 |
| 大塚安太郎 | 寺門郡左衛門 | 千葉安治郎 | 松本 桃平 |
| 鈴木 敏一 | 金澤 鍾八 | 高橋市太郎 | 見留吉太郎 |
| 伊藤 清治 | 十河 政三 | 高島 了以 | 岩井 未吉 |

内清、支那の監獄と比較すべくもあらず當時日
本人二人拘禁せられ居るを觀たり云々。……武田
氏は近來浮浪者乞食の増加せしは戦後の失職者多
き又は地方の凶作の如きは一原因ならんと前提し
之が救濟法は慈善事業の發達を望み監獄に來りた
るときこの處遇は普通囚人と其程度を同じくするは
一面寛に失する點あり一面酷に失する點あり寛に
失するが爲め覺醒する時機を與へざるにあらざる
か又酷に失する點は渠等は缺乏の中に育ち浮浪の
間に長じたるものあれば精神上の觀念發達せず之
を普通在監人と同一に責任を負はしむるの教へさ
る民を罰するに同じ同一に處遇せば怠惰破廉耻を
以て一般在監人を惡化するに至るべく又減食罰の
如きは渠等には效力あるべからず故に收容の場所
を異にせざるべからずと信す而して普通在監者と
特別の處遇を爲すの必要あるへし云々。
古野氏は犯罪と宗教との關係に就き宗教の盛なる
地方には犯罪者少きを説く其論旨は本誌論説欄の
ものと同一なれば茲に略しぬ。藤澤氏は逃走に對
する失敗談監獄作業の不進歩より監獄經濟上の難

- | | | | |
|-------|--------|-------|-------|
| 東方 秀實 | 佐久間仙太郎 | 柏木 幸平 | 甲田 康吉 |
| 山内 新七 | 三輪勝三郎 | 櫻田 三六 | 不動辰太郎 |
| 中村 要 | 庄山嘉代吉 | 多田 正廣 | 鷺澤 箕助 |
| 色川 勇助 | 村上 龜雄 | 齊藤 敬二 | 田頭 三藏 |
| 杉本 真雄 | 藤井 藤吉 | 赤城 一雄 | 木股永次郎 |
| 君塚庄次郎 | 高谷嘉太郎 | 關 藤 藏 | 熊木 慈觀 |
| 登坂 五平 | 今井 市松 | 土屋 爲親 | 石崎喜一郎 |
| 島崎 安平 | 五端 庄吉 | 小林謙三郎 | 鈴木伊三郎 |
| 本間 勘吉 | 上野 真藏 | 松浦金次郎 | 小高國千代 |
| 河野睦二郎 | 逸見祐之助 | 小林益三郎 | 田中 一雄 |
| 西村駒治郎 | 河野 純孝 | 石澤 漢吾 | 眞木 喬 |
| 藤澤 正啓 | 千頭 正澄 | 豐野 胤珍 | 古野 嵩央 |

◎編輯係より◎

渠鴨無名氏に申す、御寄稿の論文には匿號を以てせず氏名を記載
せられんことを望む假令匿名を要するものと雖も傍に其氏名を記
載せざれば折角の御寄稿も誌上に登載せず直に氏名を報せられた
し
宇野龍山君に申す、投稿の字體鮮明ならず從て編輯の困難少から
ず御注意を望む

故愛媛縣看守長武司重淵氏遺族に對し香花料寄贈の件及御協議候處御養成被下難有奉感謝候乍略儀誌上を以て厚く御禮申上候

發起者

- | | |
|-----|--------|
| 金壹圓 | 石澤謹吾君 |
| 金壹圓 | 杉野喜祐君 |
| 金壹圓 | 佐藤元次郎君 |
| 金壹圓 | 山崎正君 |
| 金貳圓 | 江澤精造君 |
| 金壹圓 | 山縣齊高君 |
| 金壹圓 | 德永光廣君 |
| 金拾錢 | 引野辰司郎君 |
| 金拾錢 | 古垣宗次郎君 |
| 金拾錢 | 高畑甚次郎君 |
| 金拾錢 | 羽村就久君 |
| 金拾錢 | 高田眞清君 |

明治三十九年十一月十七日印刷
明治三十九年十一月二十日發行

發行兼編輯人 磯村富政
印刷人 磯村免貞
東京市麴町區飯田町五丁目參拾番地
發行所 監獄協會
東京市神田區鎌倉町七番地
印刷所 東京書院活版部

新刊書目

内閣統計局審査官

吳文聰

校閱

司法屬

高野三郎

著

應理論 監獄統計

紙數百八十四頁
實價金七十五錢
郵税金六錢

今や戦後の經營として内外百般の施設一大刷新の秋に膺り最着實穩健にして空理に馳せず空論に陥らざる好参考資料として需用せらるゝものは統計觀察に如くものなからん、而して本書は專監獄統計に就きて學理上より將た實際上より最も簡明適切に説明したるものにして統計上特に大切なる單位觀察の小事式記入手續の如きは極めて丁寧懇切に是を解釋し且つ監獄統計に關する諸規則諸通牒は申すに及ばず實際上の取扱に關する質疑の應答等に至るまで凡て是を網羅し有れば如何なる人と雖一とたび本書を繙かさ良書なれば監獄統計の實務に從事せらるゝ諸君は勿論統計の觀察を活用せんとせらるゝ諸君は陸續御申越あらんとを

發行所

東京市四谷區愛住町二番地

監獄協會出版部

東京書院

(電話圓番町二十一番)

新著 稟告 (再版)
 法學博士小河滋次郎君著

獄務攬要

- ◎菊版約二百頁
- ◎製本色クロース
- ◎紙質裝釘堅牢
- ◎定價金六拾五錢
- ◎遞送費金拾錢

本書ハ前著獄務要書ト其目的ヲ同フシ主トシテ看守諸氏ノ職務上ノ指針タラシ

割引	拾部以上	金六拾	東京市外
	五拾部以上	金五拾五錢	遞送費實費
	百部以上	金五拾	同上
	百五拾部以上	金四拾五錢	同上

◎製本完成 十月三十日申込順ヲ以送本ノ事
 ◎代金拂込 着本ノ上一時拂込ノ事
 ◎爲換振込 四谷郵便局指定磯村政富宛ノ事

メント欲スルニアリ前著刊行以來今日ニ至ルマテ既ニ七年ヲ經過シ治獄ノ大勢ト共ニ著者ノ思想モ亦タ多少ノ變化ヲ來シタル所アルニ依リ之レニ基テ更テニ稿ヲ起シ終ニ本書ノ編成ヲ見ルニ及ヘリ之ヲ前著ニ比スレハ文章ノ平易簡明ナル點ニ於テ勝サレルモノアルノミナラス記述ノ内容ニ就テモ一層取捨ノ宜シキヲ得タルモノアルヲ見ルヘシ本書分ツテ之ヲ左ノ十章トナス

- 第一章 舊時代の監獄
- 第二章 現時代の行刑
- 第三章 看守として採用せらるべき者に必要な条件を論ず
- 第四章 看守として心得べき行刑の要義を論ず
- 第五章 看守職務規程及び看守の獨立行爲に就て
- 第六章 看守の間接的遇囚に關する職務に就て
- 第七章 犯罪及び犯罪者に就て
- 第八章 特殊の場合に於ける看守の勤務上の心得に就て
- 第九章 監獄官吏の協同一致の精神を必要とする所以を論ず
- 第十章 免囚の保護及び出獄者に對する態度に就て

東京市四谷區愛住町二番地

發行所

監獄協會出版部

電話(長)番町二十一番

新刊廣告

春風秋雨樓主人著

花紅柳綠

洋紙菊版 美本大和綴
定價金三十五錢 郵税金四錢

西元龍拳著

實用讀本

訂正三版
洋紙菊判美本 假名付二種
定價金貳拾五錢 郵税金八錢

同人士共著

處世之友

洋紙菊判 美本大和綴
定價金參拾五錢 郵税金八錢

千輪性海著

世渡のしるべ

洋紙菊版 美本大和綴
定價金五拾錢 郵税金拾錢

發行所 東京市四谷區愛住町貳番地 東京書院

(電話特番町二十一番)

新刊廣告

司法屬 印南於免吉君
土屋直文君 編纂

增訂 監獄法規

定價金三十五錢
郵税金八錢

本書ハ第一版ニ次キ明治三十六年六月ヨリ本年九月ニ至ル我監獄ニ關スル法律勅令省令訓令通牒等ノ必要ナルモノヲ網羅シ其改廢ヲ明ニシ特ニ本版ニ於テハ經理、統計ニ關スル法規ヲモ蒐集シ校正嚴密且携帯ニ便ニシテ價モ又低廉ナレハ監獄界無比ノ良書トス故ニ現任及新任司獄官吏ハ勿論苟キ監獄研究ニ志アル諸士ハ必ス一本ヲ座右ニ供セラレンコトヲ企望ス

發行所

東京市四谷區愛住町二番地

監獄協會出版部

電話(長)番町二十一番

會費送付方

局名	宛名	肩書 番地
神田一ツ橋通郵便局	監獄協會委員 藤澤正啓	東京市麴町區飯田町 五丁目三十番地

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可 (監獄協會雜誌第十九卷第十一號) (明治三十九年十一月二十日發行每月一回二十日發行)